

Ⅲ

障害者等を取り巻く課題への取組

Ⅲ 障害者等を取り巻く課題への取組

1 障害者等の生活を地域全体で支える体制の構築

障害者及び障害児の入所施設や病院からの地域移行を進めるとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者等の生活を地域全体で支える体制の構築が必要です。

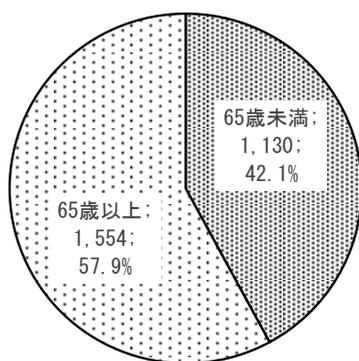
地域における障害者等を支える様々な資源を確保するとともに、これらの資源を効率的・効果的に活かす地域生活支援体制の構築を進めます。

(1) 現状及び課題

①長期入院精神障害者の状況

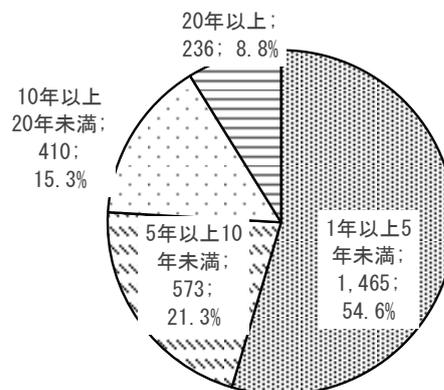
- 令和元年における一年以上長期入院患者数は、65歳未満が、1,130人、65歳以上が1,554人の合計2,684人となっています。
- 一年以上長期入院患者2,684人のうち、在院期間は1年以上5年未満が1,465人(54.6%)、5年以上10年未満が573人(21.3%)、10年以上20年未満が410人(15.3%)、20年以上が236人(8.8%)となっています。

一年以上長期入院患者の年齢



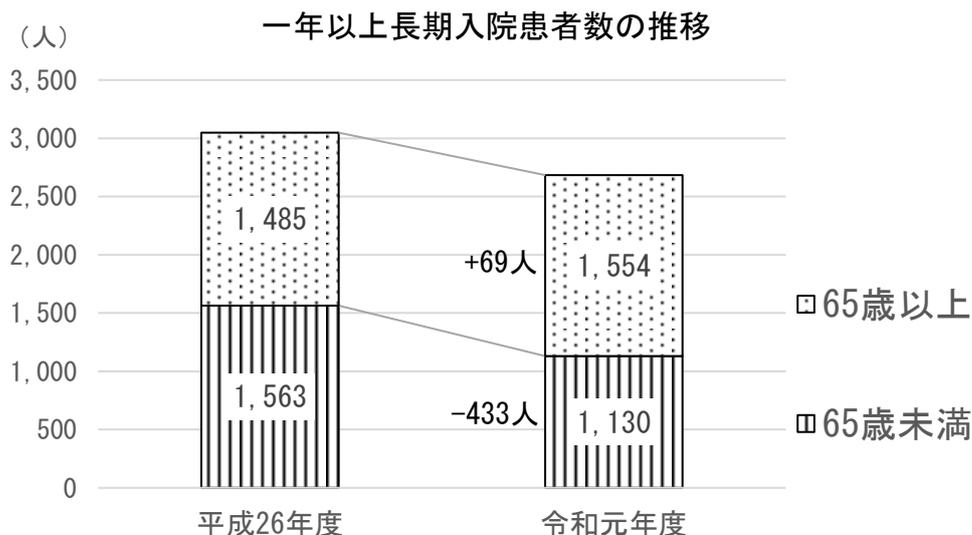
N=2,684

一年以上長期入院患者の在院期間



N=2,684

- 平成26年から令和元年までの5年間で、一年以上長期入院患者数は、65歳未満は433人減少(H26:1,563人→R1:1,130人)しているものの、65歳以上は69人増加(H26:1,485人→R1:1,554人)しています。



- 長期入院患者の退院を進めるに当たり、地域生活の受皿となる家族等の高齢化による受け入れ困難、グループホームの施設数等が十分ではない状況や、居住の場を地域へ移すに当たり、市町村、病院、相談支援事業所等との連携が十分とは言えないなどの状況があります。
- 入院中の精神障害者の地域移行や地域定着は、医療、地域、行政などの各分野でその支援に取り組んできたところですが、各分野を横断した連携については課題があるところです。
- 沖縄県内の精神科病院に入院した精神障害者の入院後3か月時点、6か月時点、1年時点の退院率（平成29年度）は、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）によれば、以下のとおりとなっています。

	3か月時点	6か月時点	1年時点
沖縄県の精神科病院に入院した精神障害者の退院率	65.2%	83.0%	91.6%

※NDBの情報を活用して作成された精神保健福祉資料
（国作成H31年8月公表）を一部加工

[備考]

・レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)とは

国が保有する膨大な国保等のレセプトや特定健診等情報を、基礎的な集計を行った上でオープンデータとしたもの。悉皆性が高く、国民の医療動向を把握する上で有用なデータと考えられている。

今後の目標値の進捗管理に当たっては、同データを元に行う予定。

②福祉施設の入所者の地域生活への移行状況

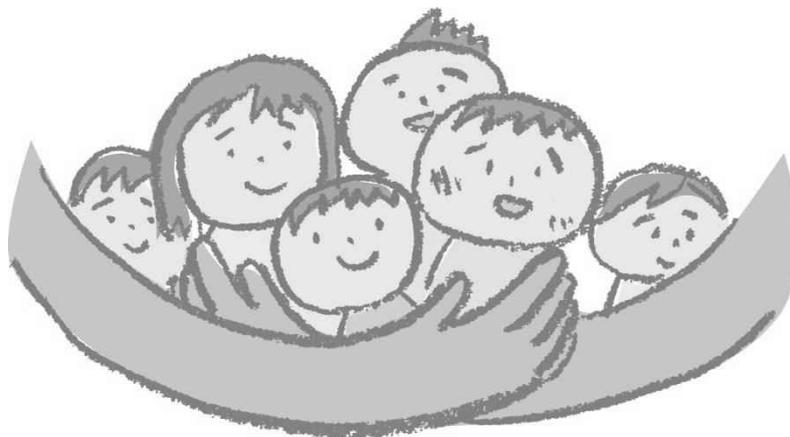
- 県は、第5期障害福祉計画（以下「第5期計画という。」）において、平成28年度末時点の入所者数2,316人から、令和2年度末までに208人（9%）を地域生活へ移行させることを目標としていましたが、令和元年度末までにグループホームや家庭復帰などの地域生活への移行を行ったのは79人（3.0%）となっています。
- 第5期計画に係る地域生活移行者数は、平成29年度が22人、平成30年度が18人、令和元年度が39人となっております。今後、入所施設から地域生活への移行を更に推進するにあたりその課題としては、
 - ア 施設入所者の高齢化や障害の重度化、また、家族の高齢化など事情により、地域生活への移行が困難な者の割合が増加すること、
 - イ 地域移行が可能な者であっても、希望地域における障害福祉サービス等の資源が十分に確保されていないこと、
などが考えられます。
- また、県は、施設入所者数の削減について、平成28年度末時点の施設入所者数2,316人から、令和2年度末までに46人（2.0%）を削減することを目標としていましたが、令和元年度末までに削減したのは37人（1.6%）となっています。
- 第5期計画に係る施設入所者数は、平成29年度末時点が2,293人（前年比23人減）、平成30年度末時点が2,276人（前年比17人減）、令和元年度末時点が2,239人（前年比37人増）と推移してきました。その主な理由として、グループホーム等地域で安心して生活ができるための受皿が整備されつつあることが考えられます。

③その他地域生活の支援体制に関する状況

- 障害者の地域での生活支援のため、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所などで支援を行っていますが、国の基本指針に示されたような居住支援機能と地域支援機能を一体的に運用する、地域生活支援拠点が整備された事例はまだありません。〈参考：全国における拠点等整備箇所数／全国の自治体数 1741市町村のうち、332市町村（うち圏域整備42圏域188市町村）で整備済み。平成31年4月1日時点〉
- しかしながら、障害者の高齢化・重度化の対応や「親亡き後」を見据え、障害者が地域で安心して暮らしていける社会を目指し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築は必要です。
- そのためには、各市町村において、社会資源等地域の実情に応じた拠点等に必

要な機能や、圏域単位での整備について、十分に検討する必要があるほか、県としても市町村間の連絡調整等の後方支援を行う必要があります。

- 施設入所や入院から地域生活への移行を進めるため、地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の充実を図るとともに、地域や民間事業者の理解を促進する必要があります。
- グループホーム利用者の重度化・高齢化は年々進んでおり、重度障害者に対応することができる体制を備えた支援等を提供するサービスが必要とされています。



(2) 県の取組



①長期入院精神障害者の地域移行に関する取組

- ピアサポーターを医療機関等に派遣するなどの取組を行い、退院意欲の喚起を促進します。
- 入院中の精神障害者が、一定期間事業所等に通い、院外での活動を通して、退院後の生活及び日中活動を行なうイメージの育成を行なうため地域生活体験事業を行います。
- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労等）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場を設置するとともに、市町村における協議の場の設置に対する必要な支援を行います。
- 市町村、相談支援事業所、医療機関等の連携による移行支援を強化していくとともに地域生活へ移行した精神障害者の定着支援に努めます。
- 地域における医療（精神科病院）と福祉（市町村、相談支援事業所等）の接着を目的に連携体制整備推進員（コーディネーター）を配置し、連携体制を整備します。
- 精神障害者を支援するために必要なスキルを向上させるための研修を実施し、質の高い地域移行支援が可能となるよう医療従事者や相談支援従事者等に対する研修内容の充実を行います。
- 入院中の精神障害者の地域移行を促進するため、グループホーム等住まいの場の整備や、地域活動支援センター等の日中活動の場の利用促進に努めます。
- 精神障害者の地域生活の充実を図るため、就労継続支援A型及びB型、就労移行支援等の利用促進に努めます。
- 精神科治療が必要な場合に、かかりつけ医から精神科医に紹介できるよう、研修や連携会議等を通して、かかりつけ医と精神科医の連携の推進を図ります。
- 精神疾患や精神障害の治療には、早期の適切な対応が有効とされており、精神疾患や精神障害状態にある人の早期発見、早期治療を図るための取組が重要です。精神疾患や精神障害の正しい理解について普及啓発に取り組むとともに、保健所や総合精神保健福祉センターなどの相談窓口の周知を図ります。
- 精神病床に入院している難治性の精神疾患を有する患者は、退院が困難となり入院が長期化する傾向がありますが、治療抵抗性統合失調症治療薬（クロザピン等）の専門的治療により地域生活へ移行する例も少なくないとされていることからクロザピンの普及を図ります。

- 相談窓口を訪れてから精神科に受診するまでの期間をできる限り短縮するため、相談員の研修等を行い相談窓口の対応力の向上を図ります。
- 自殺を図った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数が精神疾患に罹患しており、早期に発見し、相談機関につなぐため、民生・児童委員、薬剤師、学校関係者などを対象にゲートキーパー養成を行います。

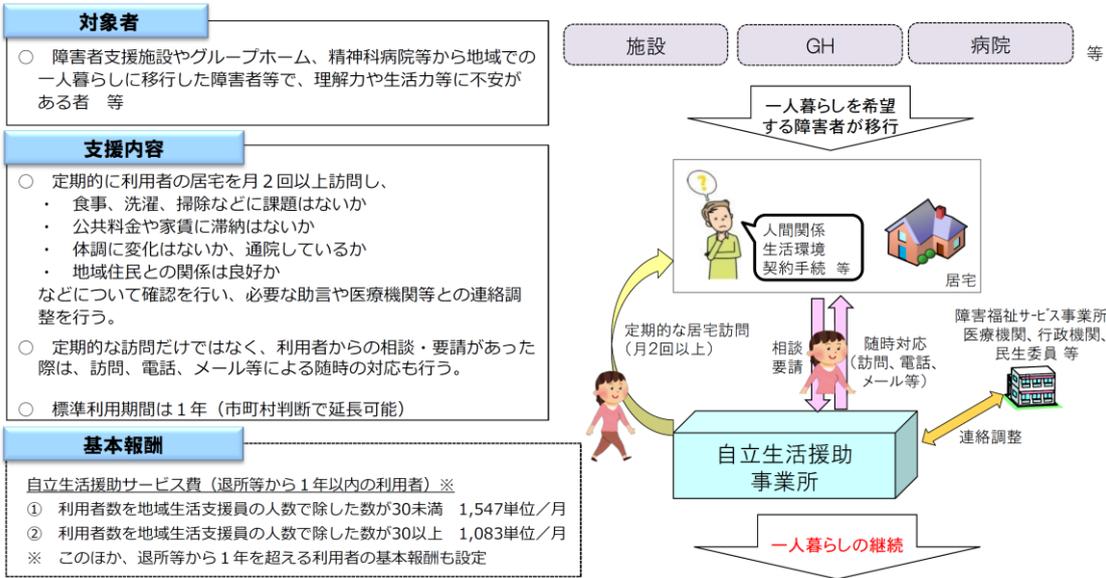
②福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する取組

- 福祉施設から地域に移行する際の主な住まいの場となるグループホームについては、在宅の障害者の需要も踏まえると潜在的な需要はより大きいと考えられることから、創設等する際の補助や民間賃貸住宅の活用等グループホームの整備について、引き続き行います。
- 相談支援事業所などの相談窓口を充実させ、福祉施設との連携による移行支援を強化していくとともに地域生活へ移行した障害者の定着支援に努めます。
- 福祉施設の相談員等が、利用者本人の希望等を踏まえながら、できる限り早い段階から地域の相談支援事業所と連携しつつ、障害者が地域で生活するに当たって必要な環境整備を推進するために必要なスキルを向上させるよう、研修内容の充実に取り組みます。
- 地域移行を想定した日常生活、健康管理、金銭管理等の生活訓練を計画的に実施するため、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員や個別支援計画を作成するサービス管理責任者に対して、質の高い地域移行支援が可能となるよう研修内容の充実を行います。

③その他地域生活の支援体制整備に関する取組

- 居宅介護や生活介護等の地域生活を安全に送るために必要となるサービスについて、市町村や関係機関と十分連携を図りながら必要量の確保に努めます。
- 地域での生活が見込めるようになった施設入所者及び入院中の精神障害者が地域生活に移行できるよう、グループホームの提供体制の整備を推進します。
- 沖縄県居住支援協議会等と連携し、民間賃貸住宅等の活用も含めたグループホームの整備に努めるとともに、地域や民間事業者の障害者への理解を深めるための広報啓発を行います。
- 自立支援協議会ネットワークを活かし、県・圏域・市町村の取組や好事例等について、蓄積・共有を図り、地域生活支援の体制整備を推進します。
- 平成30年度に創設された自立生活援助について、市町村や関係機関と十分連携を図りながら必要量の確保に努めるとともに、利用を促すため、県ホームページ等によりサービス内容の周知を図っていきます。

自立生活援助の概要



出典：障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 会議資料

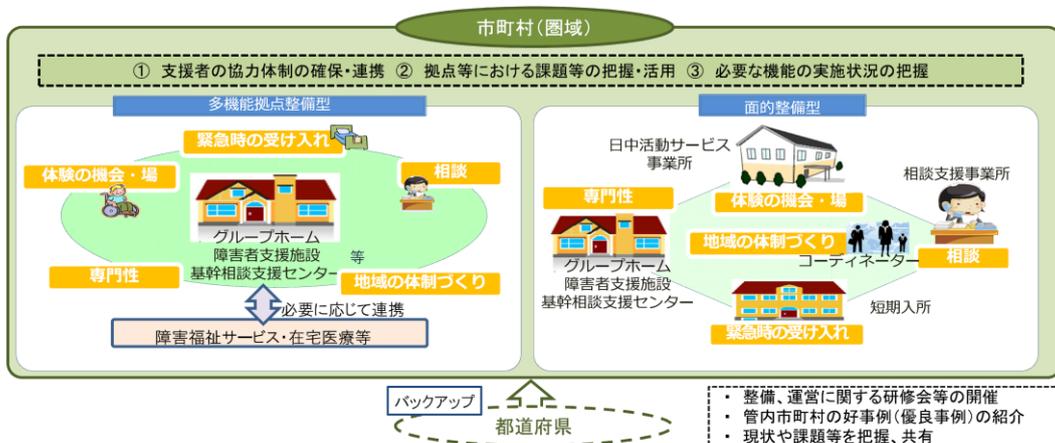
- 障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、市町村における地域生活支援拠点等整備及びその総合調整を図るコーディネーター等の配置促進や居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制の整備について、他都道府県の好事例（優良事例）の紹介や現状及び課題等を把握共有する等、必要な支援を行います。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



出典：障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 会議資料

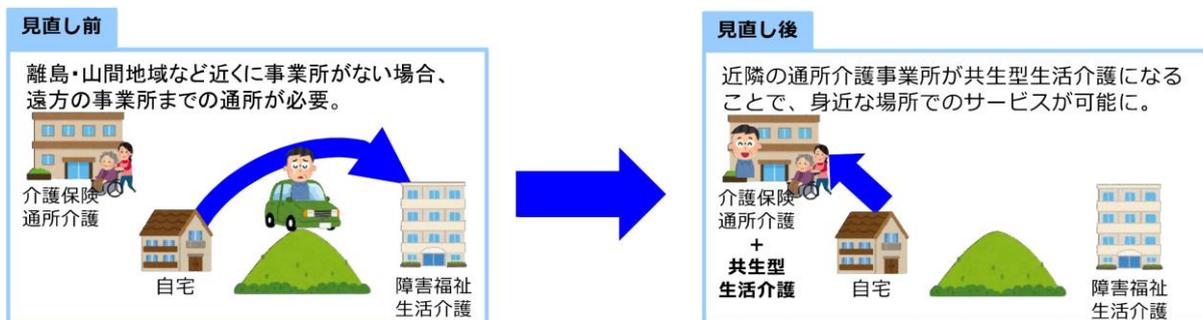
※ 地域生活支援拠点等の整備とは

障害者等の地域生活の拠点として、緊急時の受け入れ・対応、相談等の機能を障害者支援施設やグループホーム等に付加したもの（多機能拠点整備型）のほか、地域における複数の機関が分担して同機能を担う体制の整備（面的整備型）の類型があります。整備手法については、地域の実情に応じた整備を行うこととされています。

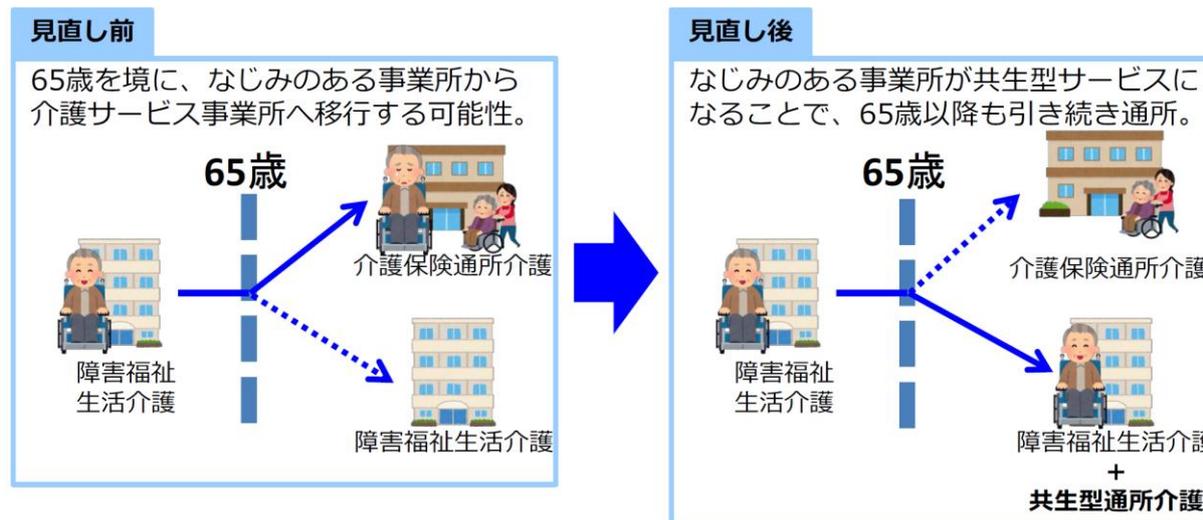
○ 共生型サービスの活用促進

障害者等と高齢者が同じ事業所でサービスを受けられる共生型サービスの更なる活用促進を図るため、周知に取り組みます。

（介護サービス事業者が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合）



（障害福祉サービス事業者が共生型介護サービスの指定を受ける場合）



○ 平成26年4月に「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」が、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されており、障害者に対する誤解や偏見及び障害を理由とする差別等をなくしていくための広報啓発を進め、障害者の特性の理解を促します。

- 沖縄県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業（福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等の支援を行う事業）を支援するとともに、市町村に対して、利用者のうち判断能力が低下し、成年後見制度への移行が望ましくなった方の同制度への移行を促進します。
- 市町村における成年後見制度利用促進計画の策定や、中核機関の設置など、県関係部局と連携し、市町村の体制づくりを促進し、障害者の権利擁護の推進に取り組みます。
- 障害者等やその家族の社会的孤立には、専門的なサービスや定期的な訪問等支援につながっていないなどの状況があることが考えられます。小さな困りごとでも、迅速かつ適切に支援につながるよう、地域生活支援拠点等の整備や、相談支援専門員の資質向上、障害福祉サービス制度の周知等に取り組みます。
- 指定障害福祉サービス等に従事する職員等の確保や質の向上、サービスの評価、利用者本位の質の高いサービスの提供に向けて次のような取組を行います。
 - ア 職業講話や講演会等、障害福祉の魅力を発信する広報活動などの取組を行い、人材の確保に努めます。
 - イ 障害福祉サービス従事者等に対する研修の充実
 - サービス管理責任者等の質の向上を図るため、研修内容の充実とともに、研修定員の確保に努めます。
 - 島しょ県である本県において、それぞれの地域のニーズに応じた福祉サービス等が提供できるような人材育成体制づくりに努めます。
 - ウ 第三者評価制度を活用した障害福祉サービスの質の向上
 - 指定障害福祉サービス事業者等に対して集団指導の場等で、福祉サービス第三者評価制度の積極的な活用を促していきます。
 - エ 障害福祉サービス等の情報公表
 - 利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるよう、障害福祉サービス等の情報を公表します。また、市町村等と連携し、情報公表制度の普及啓発を図ります。
 - オ その他
 - 障害福祉サービス事業所等の増加に伴い、サービス利用者等からの苦情や要望も増していることから、集団指導等において、障害福祉サービス事業者等に対して適切な事業所運用を行うよう、指導しています。
 - 障害福祉サービス事業所等の防災対策について、災害を想定した避難訓練の実施や緊急連絡及び避難方法の確認など、サービス利用者が安心してサービス提供を受けられる体制を整えるよう、障害福祉サービス事業者等に対して、集

団指導等において指導しています。

相談支援を行う事業所については、障害者等からの相談内容に応じて、ピアサポートの活用も含め、相談支援の質の向上を図るよう助言を行います。

今後実施予定の研修

区分	実施方法	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実施回数 (回)	受講者数 (人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)
相談支援従事者研修 (初任者研修・5/7日課程)	事業者指定	1	150	1	150	1	150
相談支援従事者研修 (初任者研修・2日課程)	事業者指定	1	380	1	380	1	380
相談支援従事者研修(現任研修)	事業者指定	1	200	1	100	1	100
相談支援従事者研修(主任研修)	委託及び事業者指定	1	4	1	4	1	4
サービス管理責任者研修 児童発達管理責任者研修(基礎研修)	事業者指定	1	400	1	400	1	400
サービス管理責任者研修 児童発達管理責任者研修(更新研修)	事業者指定	1	440	1	440	1	440
サービス管理責任者研修 児童発達管理責任者研修(実践研修)	事業者指定	1	440	1	241	1	400
居宅介護職員初任者研修	事業者指定	2	21	2	21	2	21
重度訪問介護従業者養成研修	事業者指定	3	6	3	6	3	6
行動援護従業者養成研修	事業者指定	8	228	8	228	8	228
同行援護従業者養成研修(一般・応用)	事業者指定	11	211	11	211	11	211
介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修	委託	4	90	4	90	4	90
障害程度(支援)区分認定調査員研修	県	1	70	1	70	1	70
市町村審査会委員研修	県	1	31	1	31	1	31
主治医研修	県	1	50	1	50	1	50
手話通訳者・要約筆記者養成研修 ※養成講習修了者数(登録者数)	県	【手話】 本島(3)、宮古(1)、 八重山(1) 【要約】 本島(1)	【手話】 93(9) 【要約】 20(15)	【手話】 本島(3)、宮古(1)、 八重山(1) 【要約】 本島(1)	【手話】 93(9) 【要約】 20(15)	【手話】 本島(3)、宮古(1)、 八重山(1) 【要約】 本島(1)	【手話】 93(9) 【要約】 20(15)
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修 ※養成講習修了者数(登録者数)	県	1	20	1	20	1	20
障害者虐待防止研修	委託	3	440	3	440	3	440
視覚障害者移動支援従業者養成研修	事業者指定	1	9	1	9	1	9
全身性障害者移動支援従業者養成研修	事業者指定	2	26	2	26	2	26
強度行動障害支援者養成研修事業	事業者指定	10	783	10	783	10	783
沖縄県精神障害者の地域移行関係職員 に対する研修	委託	3	155	3	155	3	155
沖縄県精神障害者支援の障害特性と支 援技法を学ぶ研修	委託	1	61	1	61	1	61

○ 地域生活支援事業の見込み量確保に向けて次のような取組を行います。

ア 専門性の高い相談支援事業及び広域的な支援事業

障害者等に対し、専門性の高い相談支援事業及び広域的な支援事業について周知を図り、事業の活用を促進します。

関係機関等(相談支援事業従事者、障害福祉サービス事業者等、保健・医療

機関、学校等)のネットワークの構築を図るほか、地域の相談支援専門員の資質向上を図るため、圏域アドバイザーを中心に研修会等を行います。

イ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修及び派遣事業並びにサービス・相談支援者、指導者育成事業

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修、相談支援従事者研修等、各種人材養成研修事業については、研修内容や実施方法等の周知を図り、研修対象者の積極的な受講を促進します。

(3) 成果目標

① 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数

- 国の基本指針では、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に向けた取組の推進が必要であるとされています。このことを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めることとされています。
- 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があることから、当該整備状況を評価する指標として、精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における生活日数の平均に関する令和5年度における目標値を設定することとします。
- 国の基本方針では、当該目標値の設定に当たっては、316日以上とすることを基本としています。
- 県では、国の基本指針を踏まえ、令和5年度における精神障害者の精神病床からの退院後一年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを目標とします。

目標値	令和5年度における精神障害者の精神病床からの退院後一年以内の地域における生活日数の平均	316日以上
-----	---	--------

- 参考までに、令和2年11月時点における、市町村ごとの協議の場の開催回数、協議の場への関係者の参加者数、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みは、次ページの表のとおりとなっています。

【参考】保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置（令和2年11月時点）

	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数			保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数			保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数			
	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年	
北部圏域	名護市	5	5	5	20	20	20	5	5	5
	国頭村	6	6	6	10	10	10	1	1	1
	大宜味村	0	0	6	0	0	5	0	0	1
	東村	0	0	2	0	0	10	0	0	1
	本部町	3	3	3	6	6	6	2	2	2
	今帰仁村	4	4	4	10	10	10	4	4	4
	伊江村	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	伊平屋村	6	6	6	7	7	7	2	2	2
	伊是名村	1	1	1	10	10	10	1	1	1
	北部合計	26	26	34	64	64	79	16	16	18
中部圏域	沖繩市	4	4	4	8	8	8	1	1	1
	宜野湾市	3	3	3	10	10	10	2	2	2
	うるま市	1	1	1	12	12	12	2	2	2
	恩納村	1	1	1	10	10	10	1	1	1
	宜野座村	1	1	1	15	15	15	1	1	1
	金武町	0	0	1	0	0	6	0	0	1
	読谷村	3	3	3	10	10	10	1	1	1
	嘉手納町	4	4	4	8	8	8	4	4	4
	北谷町	4	4	4	8	8	8	1	1	1
	北中城村	2	2	2	15	15	15	2	2	2
	中城村	0	0	1	0	0	10	0	0	1
中部合計	23	23	25	96	96	112	15	15	17	
南部圏域	那覇市	2	2	2	8	8	8	2	2	2
	浦添市	1	1	1	20	20	20	1	1	1
	糸満市	4	4	4	20	20	20	1	1	1
	豊見城市	0	0	2	0	0	5	0	0	1
	南城市	1	1	1	14	14	14	1	1	1
	西原町	0	0	1	0	0	9	0	0	1
	南風原町	1	1	1	10	10	10	1	1	1
	与那原町	1	1	1	8	8	8	1	1	1
	八重瀬町	0	0	1	0	0	8	0	0	1
	久米島町	0	0	6	0	0	10	0	0	1
	北大東村	0	6	6	0	10	10	0	6	6
	南大東村	0	0	4	0	0	8	0	0	1
	渡嘉敷村	0	1	1	0	8	8	0	1	1
	座間味村	0	0	1	0	0	10	0	0	1
	粟国村	1	1	1	8	8	8	1	1	1
渡名喜村	0	0	4	0	0	13	0	0	1	
南部合計	11	18	37	88	106	169	8	15	22	
宮古圏域	宮古島市	0	4	4	0	15	15	0	1	1
	多良間村	0	0	2	0	0	1	0	0	1
宮古合計	0	4	6	0	15	16	0	1	2	
八重山圏域	石垣市	2	2	2	9	9	9	2	2	2
	竹富町	2	2	2	6	6	6	2	2	2
	与那国町	0	0	1	0	0	9	0	0	1
	八重山合計	4	4	5	15	15	24	4	4	5
		64	75	107	263	296	400	43	51	64

② 精神病床における一年以上長期入院患者数の減少

- 国の基本指針では、令和5年度末の精神病床における65歳未満の一年以上長期入院患者数及び65歳以上の一年以上長期入院患者数について、治療抵抗性統合失調症治療薬の普及見通しや、これまでの認知症施策の実績等を踏まえて目標設定することとしており、下記の式により算定した患者数を目標値としています。
- なお、当該目標値は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画との関係に留意することとされています。

（推計算定式）

平成26年の入院受療率を基に政策効果を見込まない将来の入院需要を推計し、①地域移行を促す基盤整備： α 、②治療抵抗性統合失調症治療薬の普及： β 、③認知症施策の推進： γ による政策効果を差し引いて、令和5年度の精神病床における一年以上長期入院患者数を設定します。

※ α ：精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち継続的な入院治療を要する患者の割合

※ β ：治療抵抗性統合失調症治療薬の普及等による効果を勘案した1年当たりの地域精神保健医療体制の高度化による影響値

※ γ ：これまでの認知症施策の実績を勘案した1年当たりの地域精神保健医療体制の高度化による影響値

- 県では、第7次沖縄県医療計画のとおり、 α を0.91、 β を0.99、 γ を0.98と定め、国の基本指針に示す算定式により、令和5年度末における一年以上長期入院患者数について、65歳未満を1,300人、65歳以上を1,718人と目標設定します。

※ 地域移行を促す基盤整備、治療抵抗性統合失調症治療薬の普及、認知症施策の推進等の政策効果を見込まず将来の入院患者数を推計すると、65歳未満は1,469人（目標との差169人）、65歳以上は1,905人（目標との差187人）と見込まれます。

目標値	令和5年度末の精神病床における65歳未満の一年以上長期入院患者数	1,300人
目標値	令和5年度末の精神病床における65歳以上の一年以上長期入院患者数	1,718人

③ 入院後3か月時点、6か月時点、1年時点の退院率の上昇

- 国の基本指針では、入院後3か月時点、6か月時点、1年時点の精神障害者の退院率について、令和5年度における目標値を以下のとおりとしています。

〈3か月時点〉 69%以上

〈6か月時点〉 86%以上

〈1年時点〉 92%以上

- 第7次沖縄県医療計画のとおり、令和5年度における入院後3か月時点、6か月時点、1年時点の退院率目標値を以下のように設定します。

目標値	令和5年度における入院後3か月時点の退院率	69%
目標値	令和5年度における入院後6か月時点の退院率	86%
目標値	令和5年度における入院後1年時点の退院率	92%

○活動指標

項目	数値	考え方
精神病床における退院患者の退院後の行き先	【見込数】 465人	入院中の精神障害者が地域生活を送るための基盤整備内容を検討するために必要となる、精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数の見込みを設定する。
	【見込数】 384人	精神病床からの退院後の行き先が在宅となる者の見込みを設定する。
	【見込数】 21人	精神病床からの退院後の行き先が障害福祉施設となる者の見込みを設定する。
	【見込数】 60人	精神病床からの退院後の行き先が介護施設となる者の見込みを設定する。

【精神病床の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量】

- 国の基本指針では、令和5年度末までに精神病床の長期入院患者が地域移行することに伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）について、下記の算定式で定めることとされています。

（算定式）

政策効果を見込まない将来の入院患者数－令和5年度末における入院患者目標数

- 成果目標の②（26 ページ）のとおり、政策効果を見込まない将来の入院患者数と入院患者目標数との差は、65歳未満が169人、65歳以上は187人となっており、合計356人の地域移行に対応した精神保健医療福祉体制の基盤整備が必要と見込まれます。
- 県内医療機関に長期入院している精神障害者の、住所地別の患者数に応じた割合で、各市町村へ基盤整備量を按分しています。

精神障害者の地域移行に係る各市町村の基盤整備量

市町村名	住所地別長期入院患者数（人）			基盤整備量（人）		
		うち65歳以上	うち65歳未満		うち65歳以上(A)	うち65歳未満(B)
沖縄県計	2,674	1,554	1,120	356	187	169
那覇市	610	339	271	82	41	41
宜野湾市	139	77	62	18	9	9
石垣市	19	11	8	2	1	1
浦添市	145	77	68	19	9	10
名護市	114	63	51	16	8	8
糸満市	260	174	86	34	21	13
沖縄市	235	126	109	31	15	16
豊見城市	83	49	34	11	6	5
うるま市	292	173	119	39	21	18
宮古島市	22	6	16	3	1	2
南城市	104	54	50	14	6	8
国頭村	13	10	3	2	1	1
大宜味村	7	5	2	2	1	1
東村	4	1	3	0	0	0
今帰仁村	41	24	17	6	3	3
本部町	62	42	20	8	5	3
恩納村	25	15	10	4	2	2
宜野座村	7	3	4	2	1	1
金武町	22	9	13	3	1	2
伊江村	16	10	6	2	1	1
読谷村	49	38	11	7	5	2
嘉手納町	18	11	7	2	1	1
北谷町	37	20	17	5	2	3
北中城村	27	20	7	3	2	1
中城村	36	22	14	5	3	2
西原町	41	22	19	6	3	3
与那原町	19	7	12	3	1	2
南風原町	98	63	35	13	8	5
渡嘉敷村	2	1	1	0	0	0
座間味村	3	1	2	0	0	0
粟国村	0	0	0	0	0	0
渡名喜村	1	0	1	0	0	0
南大東村	1	0	1	0	0	0
北大東村	1	0	1	0	0	0
伊平屋村	1	1	0	0	0	0
伊是名村	5	3	2	0	0	0
久米島町	19	13	6	3	2	1
八重瀬町	91	62	29	11	7	4
多良間村	2	1	1	0	0	0
竹富町	1	0	1	0	0	0
与那国町	2	1	1	0	0	0

（作成）沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課

住所地別長期入院患者数の出典：

地域精神保健医療福祉資源分析データベース（ReMHRAD）より

④ 地域生活移行者の増加

- 国の基本指針では地域移行者数について、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とされています。県の目標値としては3.8%（86人）と設定します（別表1）。

目標値	令和元年度末の施設入所者数と比較して、令和5年度末までに地域生活へ移行する者の割合	3.8% (86人)
-----	---	---------------

⑤ 施設入所者数の削減

- 国の基本指針では施設入所者数の削減について、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とするとされていることから、県の目標値を2.6%（60人）と設定します（別表1）。

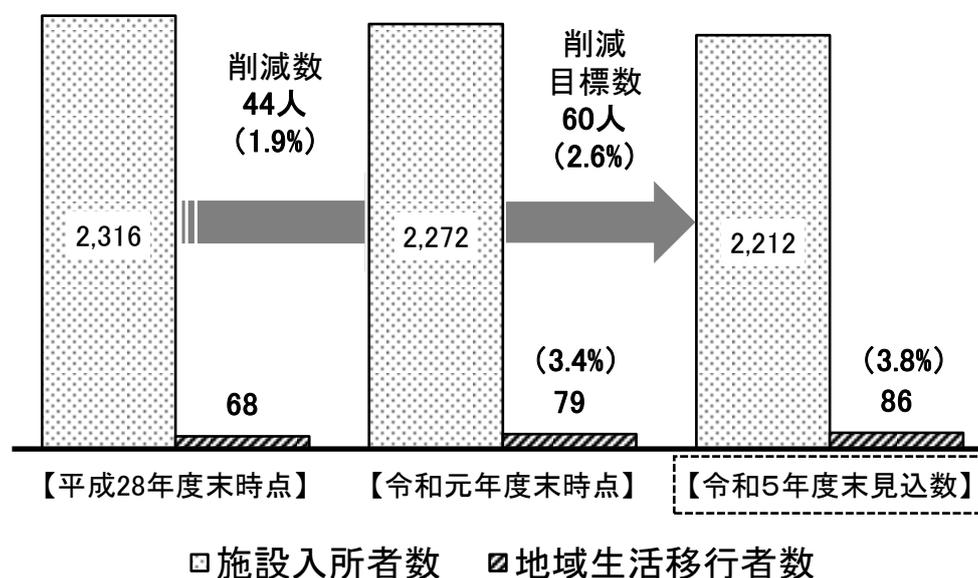
目標値	令和元年度末の施設入所者数と比較して、令和5年度末の施設入所者数の削減見込みを設定する。	2.6% (60人)
-----	--	---------------

○目標値

(別表1)

項目	数値	考え方
入所者数 (A)	【基準値】 2,272人	令和元年度末現在の施設入所者数とする。
目標年度入所者数 (B)	2,212人	令和5年度末時点の施設入所者数とする。
削減見込数(A-B)	【目標値】 2.6% (60人)	令和元年度末の施設入所者数と比較して、令和5年度末の施設入所者数の削減見込みを設定する。
地域生活移行者数	【目標値】 3.8% (86人)	令和元年度末の施設入所者数から、令和5年度末までに地域生活へ移行する者の数を設定する。

福祉施設の入所者の地域生活への移行



[備考]

・福祉施設の入所者とは、福祉施設のうち、障害者支援施設に入所している者をいう。

・地域生活移行とは

福祉施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、家庭復帰、単身生活(公営住宅、アパート等)へ移行したものをいい、病院、他入所施設(老人、障害)、死亡の場合は地域生活移行に含まない。

⑥ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 国の基本指針では、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とされています。
- 県では、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対し、指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制を構築しています。
- また、県は、指導監査結果の関係市町村との共有回数について下の表のとおり設定します。

目標値	県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する回数	【見込数】 54回
-----	--	--------------

⑦ 基幹相談支援センターの設置推進

- 市町村においては、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置し、相談支援に関して指導的役割を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保するとともに、その機能を有効に活用することが重要です。
- 県では、基幹相談支援センターが設置されていない市町村に対し、設置推進を図るため、基幹相談支援センター設置に向けた検証及び検討を年に1回実施することを目標とします。

目標値	基幹相談支援センター設置に向けた検証及び検討の実施回数。	【見込数】 1回/年
-----	------------------------------	---------------

【参考・市町村の成果目標】

① 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 国の基本指針では、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう）について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とされています。
- 地域生活支援拠点等が有する機能の充実は各市町村の目標となります。参考までに、県内市町村の地域生活支援拠点等の整備状況、検証及び検討の状況は、次ページの表のとおりとなっています。

【参考】地域生活支援拠点等の整備状況、検証及び検討の状況

	1 整備区域		2 設置時期			3 整備手法					4 地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討回数(年間)		
	① 単独整備	② 圏域整備	令和3年	令和4年	令和5年	① 多機能拠点 整備型	② 面的 整備型	③ 多機能拠点 +面的整備	④ その他	⑤ 未定	令和3年	令和4年	令和5年
北部圏域	名護市	○	○				○				1	1	1
	国頭村		○	○			○				1	1	1
	大宜味村	○		○			○				1	1	1
	東村		○	○			○				1	1	1
	本部町	○		○			○				1	1	1
	今帰仁村		○	○			○				1	1	1
	伊江村		○	○						○	1	1	1
	伊平屋村		○	○						○	6	6	6
	伊是名村		○		○		○					1	1
	北部合計	3	6	8	1	0	0	7	0	0	2	13	14
中部圏域	沖縄市	○					○				1	1	1
	宜野湾市		○			○	○				2	2	2
	うるま市	○						○			2	2	2
	恩納村	○				○	○						1
	宜野座村		○			○	○						2
	金武町	○				○	○						1
	読谷村	○					○				2	2	2
	嘉手納町	○					○				4	4	4
	北谷町	○		○			○				1	1	1
	北中城村	○				○	○				2	2	2
	中城村	○					○				1	1	1
中部合計	9	2	1	0	5	0	10	1	0	0	15	15	19
南部圏域	那覇市		○	○			○				2	2	2
	浦添市	○		○			○				1	1	1
	糸満市	○				○	○						1
	豊見城市	○				○	○						1
	南城市	○		○			○				1	1	1
	西原町		○			○	○						1
	南風原町	○				○	○						1
	与那原町		○				○				1	1	1
	八重瀬町	○		○			○				1	1	1
	久米島町	○				○				○			1
	北大東村		○			○				○			2
	南大東村	○				○	○					1	1
	渡嘉敷村	○			○					○		1	1
	座間味村	○		○						○	1	1	1
	粟国村	○				○				○			1
渡名喜村	○				○				○			1	
南部合計	7	9	5	2	8	0	10	0	0	6	7	9	18
宮古圏域	宮古島市	○			○		○						1
	多良間村		○			○			○		1	1	1
	宮古合計	1	1	0	1	1	0	1	0	1	0	2	2
八重山圏域	石垣市	○		○			○				1	1	1
	竹富町		○			○	○						1
	与那国町		○			○				○			1
	八重山合計	1	2	1	0	2	0	2	0	0	1	1	3
合計	21	20	15	4	16	0	30	1	1	9	37	41	56

(注) 1 整備区域

「単独整備」…当該市町村内で拠点に必要な機能を確保すること。

「圏域整備」…当該市町村外の社会資源等を利用して拠点に必要な機能を確保すること。

2 整備手法

「多機能拠点整備型」…地域生活支援拠点に求められる5つの機能を集約し、共同生活援助や障害者支援施設等に付加した拠点の整備手法

「面的整備型」…地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備手法

② 相談支援体制の充実・強化等

○ 国の基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することが基本とされています。

○ 相談支援体制の充実・強化等は各市町村の目標となります。参考までに、令和2年10月時点における市町村の検討状況は、次ページの表のとおりとなっています。

【参考】相談支援体制の充実・強化等（市町村の検討状況・令和2年10月時点）

	総合的・専門的な相談支援の実施見込み（か所数）			地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言の件数			地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数			地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数			
	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年	
北部圏域	名護市	4	4	4	20	20	30	20	20	20	1	1	1
	国頭村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	6	6
	大宜味村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	東村			0			0			0			0
	本部町	3	3	3	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	今帰仁村	0	0	0	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	伊江村	1	1	1	1	1	1	0	0	0	6	6	6
	伊平屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	伊是名村	3	3	3	3	3	3	0	0	0	4	4	4
	北部合計	13	13	13	38	38	48	34	34	34	30	30	30
中部圏域	沖縄市	5	5	5	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	宜野湾市	3	3	3	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	うるま市	1	1	1	7	7	7	12	12	12	24	24	24
	恩納村	1	1	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	宜野座村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	金武町	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	読谷村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2
	嘉手納町	1	1	1	48	48	48	40	40	40	27	27	27
	北谷町	3	3	4	50	50	50	1	1	1	2	2	2
	北中城村			1			3			1			1
	中城村	1	1	1	15	20	25			1	1	1	1
中部合計	18	18	20	156	161	169	89	89	91	91	91	92	
南部圏域	那覇市	3	3	3	10	10	10	15	15	15	16	16	16
	浦添市	1	1	1	14	14	14	4	6	6	1	1	1
	糸満市			1			2			2			12
	豊見城市	2	2	2	1	1	1	0	0	1	12	12	12
	南城市			1			1			1			1
	西原町			1			30			1			10
	南風原町	1	1	1	12	12	12	1	1	1	12	12	12
	与那原町	1	1	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	八重瀬町			1			3			3			1
	久米島町	1	1	1	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	北大東村												
	南大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	渡嘉敷村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	座間味村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粟国村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	渡名喜村	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南部合計	9	9	14	55	55	91	38	40	48	59	59	83	
宮古圏域	宮古島市	1	1	1	48	48	48	12	12	12	12	12	12
	多良間村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	宮古合計	1	1	1	48	48	48	12	12	12	12	12	12
八重山圏域	石垣市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	12	12
	竹富町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	与那国町			1			6			1			1
	八重山合計	2	2	3	2	2	8	2	2	3	12	12	13
	43	43	51	299	304	364	175	177	188	204	204	230	

③ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 国の基本指針では、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とされています。
- 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用及び障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、各市町村の目標となります。参考までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の市町村の検討状況は、下の表のとおりとなっています。

【参考】障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（市町村の検討状況・令和2年11月時点）

	体制の構築時期	体制の構築時期			審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数		
		構築済み	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年
北部圏域	名護市			○		1	1
	国頭村				○		1
	大宜味村		○			12	12
	東村		○				1
	本部町		○			12	12
	今帰仁村	○				12	12
	伊江村		○			1	1
	伊平屋村		○			3	3
	伊是名村				○		1
	北部合計	1	5	1	2	40	41
中部圏域	沖縄市				○		1
	宜野湾市				○	2	2
	うるま市				○		1
	恩納村				○		1
	宜野座村				○		1
	金武町		○			1	1
	読谷村		○			1	1
	嘉手納町				○		2
	北谷町		○			1	1
	北中城村				○		2
	中城村				○		1
	中部合計	0	3	0	8	5	14
	南部圏域	那覇市				○	
浦添市					○		1
糸満市					○		3
豊見城市		○				1	1
南城市					○		1
西原町					○		1
南風原町					○		1
与那原町			○			2	2
八重瀬町					○		1
久米島町					○		6
北大東村				○		3	3
南大東村				○		2	2
渡嘉敷村				○		1	1
座間味村					○		1
粟国村					○		1
渡名喜村					○	0	0
南部合計	1	1	3	11	3	9	26
宮古圏域	宮古島市	○				2	2
	多良間村				○		1
	宮古合計	1	0	0	1	2	2
八重山圏域	石垣市	○				1	1
	竹富町				○		1
	与那国町				○		1
	八重山合計	1	0	0	2	1	1
合計	4	9	4	24	51	58	90

(4) サービスの提供体制の確保

① 訪問系サービス

サービスの種類

サービス種別	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスで、ホームヘルプとも呼ばれています。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする障害者に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読含む)、移動の援護等の外出支援を行うサービスです。
行動援護	重度の知的障害又は精神障害により、行動上、著しい困難を有する障害者に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い障害者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービスです(※令和2年4月現在、県内に当該サービス事業所はありません)。

各年度の見込量

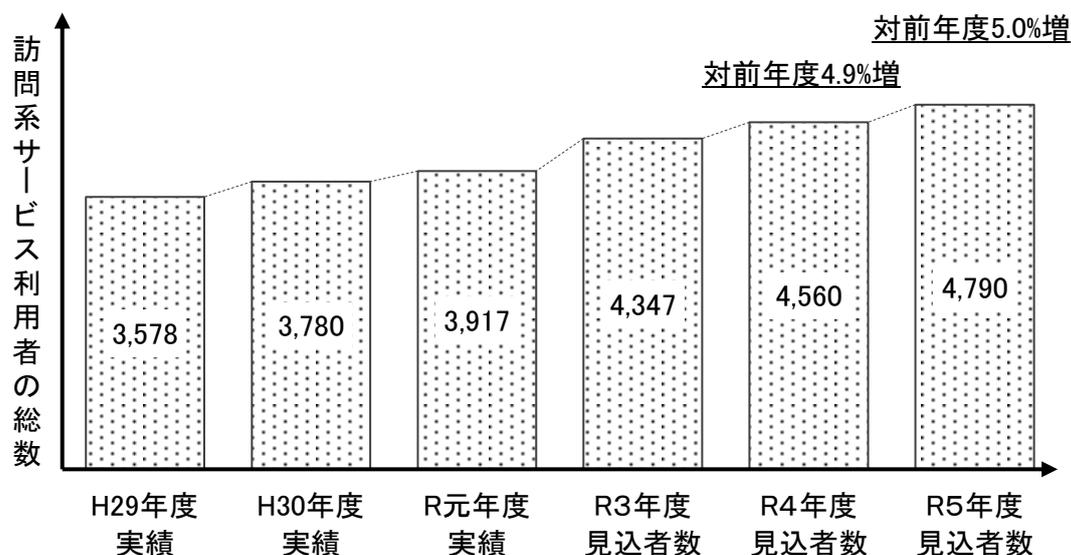
サービス種別	令和3年度見込み		令和4年度見込み		令和5年度見込み	
	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
訪問系サービス ※居宅介護(通院等乗降介助は除く。)	4,347	125,638	4,560	131,899	4,790	138,310

※ 利用量の単位:時間/月

【見込みの考え方】

- 市町村ごとにこれまでのサービスの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、令和5年度までのサービス量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。
- 施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行による新たな利用者や、高齢化等によるサービス利用の増加を考慮し、訪問系サービスの利用量が増加すると見込んでいます。

訪問系サービス利用者数の推移



※サービスを複数利用している場合は、各サービスでカウントしている。

② 日中活動系サービス（就労系を除く）

サービスの種類

サービス種別	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする障害者に、主に昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行うものであり、主に身体能力及び日常生活能力の維持・向上を目的とするサービスです。
自立訓練(機能訓練)	身体障害者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもので、地域生活への円滑な移行を目的とするサービスです。
自立訓練(生活訓練)	知的障害者又は精神障害者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、日常の生活能力の向上のために必要な訓練を行うもので、地域生活への円滑な移行を目的とするサービスです。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする障害者に、主として昼間において、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行うサービスです。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所させて、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

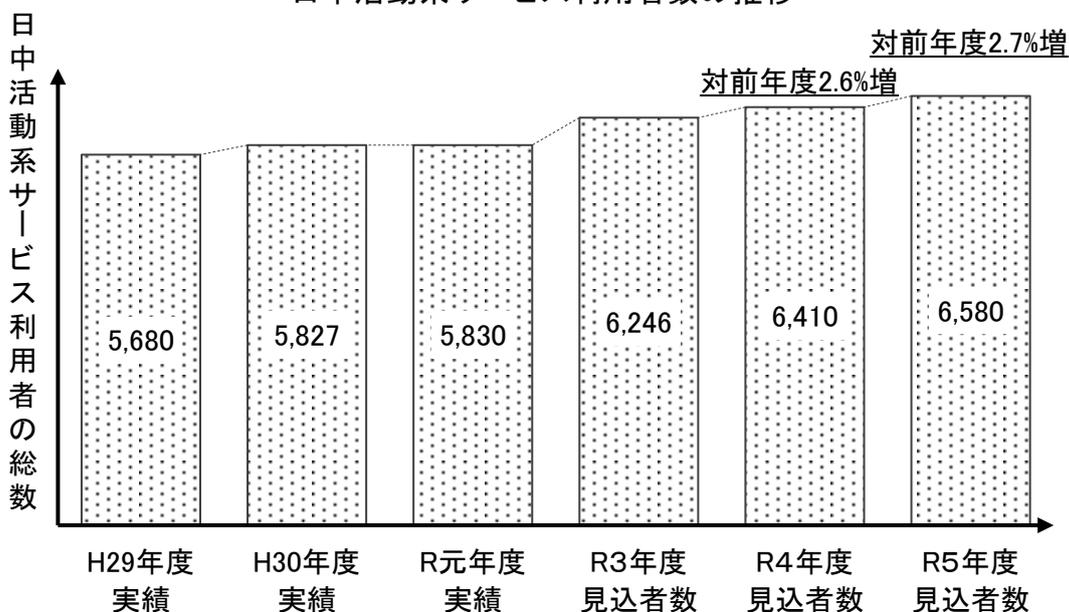
各年度の見込量

サービス種別	令和3年度見込み		令和4年度見込み		令和5年度見込み	
	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
生活介護	4,452	87,301	4,566	89,224	4,688	91,286
自立訓練(機能訓練)	48	700	51	719	55	761
自立訓練(生活訓練)	458	6,774	467	6,916	478	7,085
療養介護	462		471		478	
短期入所(福祉型)	749	4,829	777	4,989	803	5,140
短期入所(医療型)	77	340	78	342	78	342

※ 利用量の単位: 人日/月

※ 人日とは、「月間の利用人数」×「1人一月当たりの平均利用日数」

日中活動系サービス利用者数の推移



※サービスを複数利用している場合は、各サービスでカウントしている。

【見込みの考え方】

- 市町村ごとに令和2年度までのサービスの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、令和5年度までのサービス量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。
- 施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行による新たな利用者や、高齢化等によるサービス利用の増加を考慮しています。

③ 居住支援・施設系サービス

サービスの種類

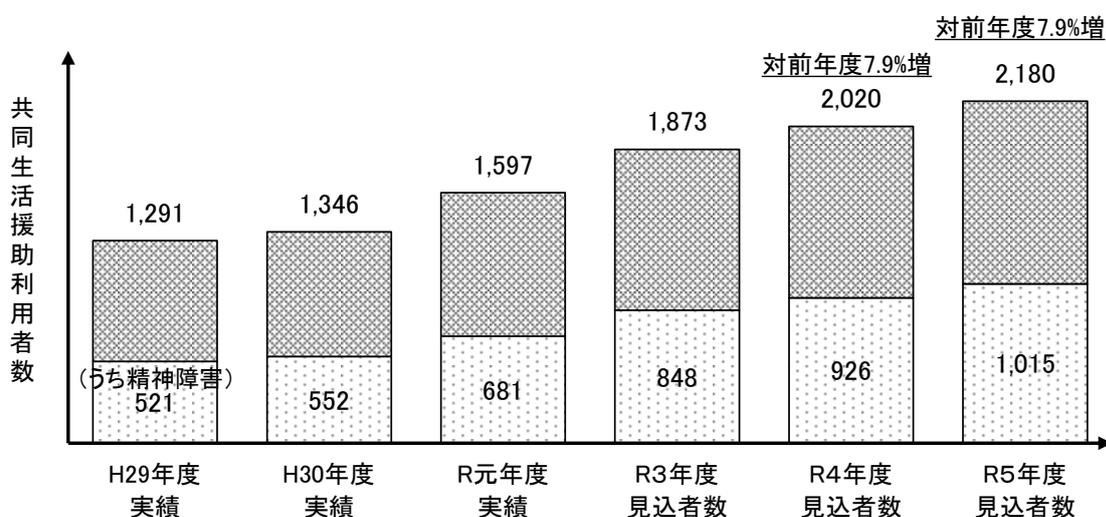
サービス種別	サービスの内容
自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者等が居宅における自立した生活を営む上での各般の問題について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問等を行い、相談・助言を行うサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同生活を営むことに支障のない障害者に、夜間や休日に共同生活を行う住居を提供し、相談や日常生活上の援助を行うサービスで、グループホームとも呼ばれています。
施設入所支援	障害福祉施設に入所している障害者に、主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスで、グループホーム等での対応が困難な人、又は地域の状況等により通所することが困難である人が対象になります。

各年度の見込量

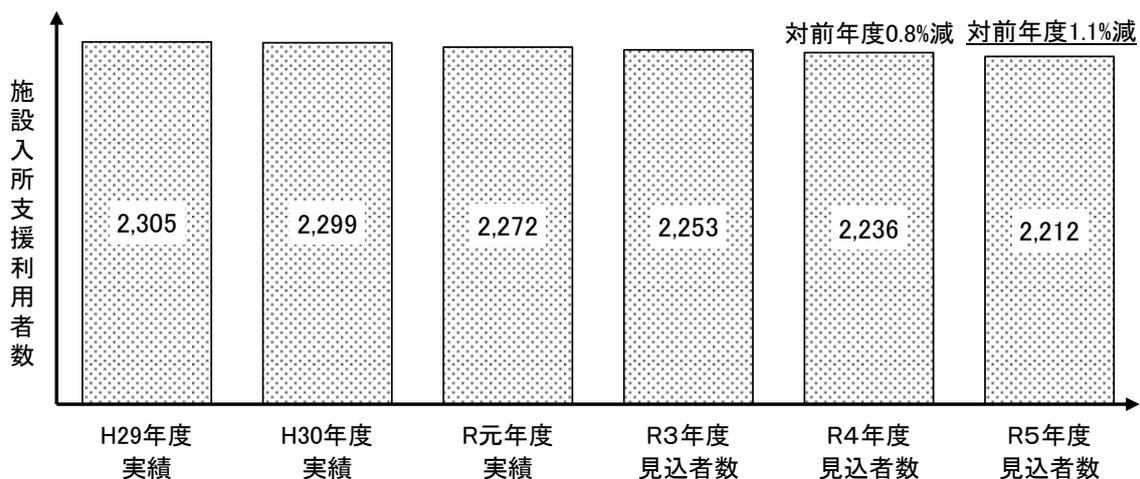
サービス種別	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
	利用者数	利用者数	利用者数
自立生活援助	16	16	18
うち精神障害者の利用者	12	12	14
共同生活援助 (GH)	1,873	2,020	2,180
うち精神障害者の利用者	848	926	1,015
施設入所支援	2,253	2,236	2,212

※ 単位:人/月

居住支援・施設系サービス利用者数の推移(グループホーム)



居住支援・施設系サービス利用者数の推移(施設入所支援)



【見込みの考え方】

- 市町村ごとに令和2年度までの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、令和5年度までの利用量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。
- 施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行による新たな利用者や、高齢化等によるサービス利用の増加を考慮し、共同生活援助（グループホーム）及び自立生活援助の利用者を見込んでいます。
- 施設入所支援については、施設入所者の地域生活への移行によって、令和元年度の施設入所者数から令和5年度末までに 2.42%減少するものと見込んでいます。

【指定障害者支援施設の各年度の必要入所定員総数】

- 指定障害者支援施設の入所定員数について、令和元年4月1日における本県の障害者支援施設の入所定員は 2,363 人で、利用者数は 2,267 人(充足率 95.9%)です。この数値と令和3年度以降の施設入所支援の見込量をもとに、各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数を設定すると、令和5年度の定員は 2,306 人になります。

各年度の必要入所定員総数

必要入所定員総数

単位:人

令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2,363	2,348	2,331	2,306

④ 相談支援

サービスの種類

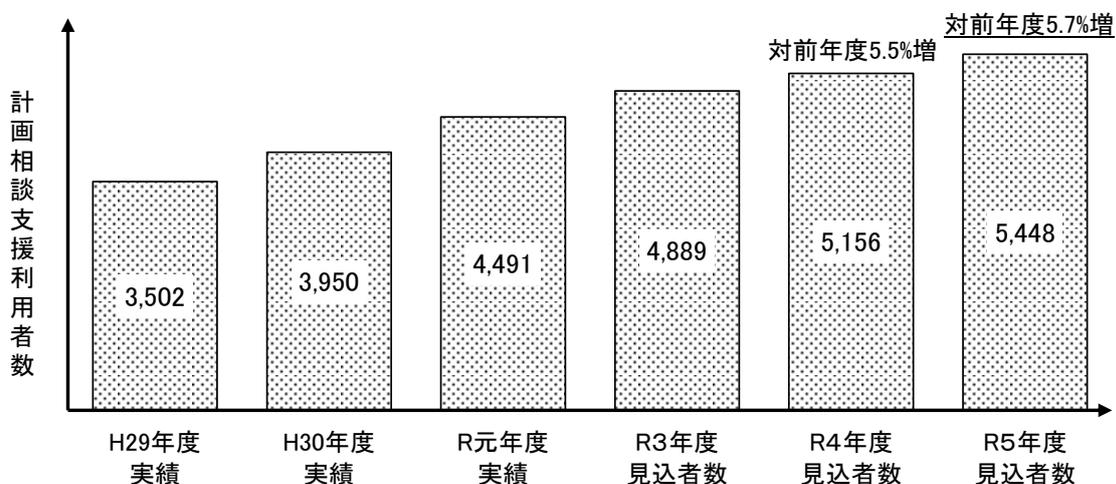
サービス種別	サービスの内容
計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援の二つにより構成されるサービスで、サービス利用支援では障害者の利用するサービスの種類や内容等を記載したサービス等利用計画を作成し、継続サービス利用支援ではサービス等利用計画の見直しを行って関係者との連絡調整等を行います。
地域移行支援	福祉施設や精神科病院から地域生活へ移行するに当たり、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所の体験利用、一人暮らしに向けた体験宿泊等の支援を提供するサービスです。
地域定着支援	単身等で生活する障害者に対して、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行うサービスです。

各年度の見込量

サービス種別	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
	利用者数	利用者数	利用者数
計画相談支援	4,889	5,156	5,448
地域移行支援	31	38	47
うち精神障害者の利用者数	27	34	43
地域定着支援	16	19	22
うち精神障害者の利用者数	15	17	19

※ 単位：人/月（一月当たりの利用人数）

計画相談支援の推移



ア 計画相談支援

【見込みの考え方】

- 市町村ごとに障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数を基本として、すべての利用者が計画相談支援の対象者となるよう、各年度の利用者数及び量を見込み、加えて継続サービス支援（モニタリング）の期間設定も勘案し、数値を見込んでいます。
- モニタリングの期間については、国の基本的考え方を踏まえ、概ね以下の考え方で算出しています。
 - （ア）在宅のサービス利用者のうち、
 - ・一定期間集中的に支援を行うことが必要である者は毎月実施
 - ・それ以外については6か月ごとに実施
 - （イ）施設入所者については1年ごとに実施

イ 地域移行支援

- 市町村ごとに令和2年度までの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、令和5年度までの利用量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。
- 福祉施設からは地域移行を希望する者又は移行可能な者の数を、精神科病院からは入院している障害者の地域移行に係る基盤整備量の見込みを踏まえ、市町村ごとにその数値を見込んでいます。

ウ 地域定着支援

- 市町村ごとに令和元年度までの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案するとともに、地域移行支援を利用して福祉施設や精神科病院から退所・退院した障害者を基本として、居宅の障害者等で地域生活が不安定な者を含めた数を加えて、必要とする利用者数を勘案し、市町村ごとにその数値を見込んでいます。

(5) 地域生活支援事業の実施

① 市町村事業

ア 事業の内容と各年度の種別ごとの見込量

県全体(令和3年度～令和5年度)

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)理解促進研修・啓発事業 ※実施自治体数	18	19	20
(2)自発的活動支援事業 ※実施自治体数	14	14	15
(3)相談支援事業			
① 障害者相談支援事業 ※実施見込み箇所数	87	88	91
基幹相談支援センター ※実施自治体数	12	13	15
② 基幹相談支援センター等機能強化事業 ※実施自治体数	29	29	29
③ 住宅入居等支援事業 ※実施自治体数	12	12	12
(4)成年後見制度利用支援事業 ※実利用見込み者数	110	121	129
(4)成年後見制度利用支援事業 ※実施自治体数	27	28	28
(5)成年後見制度法人後見支援事業 ※実施自治体数	6	7	10
(6)意思疎通支援事業			
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み件数	3,447	3,521	3,599
② 手話通訳者設置事業 ※実施自治体数	17	17	17
(7)日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数			
① 介護・訓練支援用具	149	152	157
② 自立生活支援用具	361	357	370
③ 在宅療養等支援用具	296	299	302
④ 情報・意思疎通支援用具	389	391	392
⑤ 排泄管理支援用具	26,415	27,162	28,009
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	41	44	45
(8)手話奉仕員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数	161	175	184
(9)移動支援事業 ※実利用見込み者数	4,639	4,689	4,721
(10)地域活動支援センター機能強化事業 ※実施見込み箇所	67	69	70
(10)地域活動支援センター機能強化事業 ※実利用見込み者数	3,029	3,170	3,284
(11)発達障害者支援センター運営事業 ※ 指定都市に限る。	0	0	0
(12)障害児等療育支援事業 ※ 指定都市・中核市に限る。	0	0	0
(13)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 ※ 指定都市・中核市に限る。			
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数	88	80	80
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数	20	20	20
(14)専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ※ 指定都市・中核市に限る。			
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み件数	55	57	59
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ※実利用見込み件数	302	310	318
(15)広域的な支援事業 ※①アは指定都市、保健所設置市及び特別区に限る ※①イウ及び②は指定都市に限る			
① 精神障害者地域生活支援広域調整等事業	0	0	0
ア 地域生活支援広域調整会議等事業 ※ 協議会の開催見込み数	0	0	0
イ 地域移行・地域生活支援事業 ※ ピアサポート従事者見込み者数	0	0	0
ウ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業 ※ 運営委員会の開催見込み数	0	0	0
② 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業 ※協議会の開催見込み数	0	0	0

令和5年度 圏域別

事業名	北部圏域	中部圏域	南部圏域	宮古圏域	八重山圏域	合計
(1)理解促進研修・啓発事業 ※実施自治体数	3	7	7	1	2	20
(2)自発的活動支援事業 ※実施自治体数	1	6	6	1	1	15
(3)相談支援事業						
① 障害者相談支援事業 ※実施見込み箇所数	25	28	28	6	4	91
基幹相談支援センター ※実施自治体数	3	4	6	1	1	15
② 基幹相談支援センター等機能強化事業 ※実施自治体数	8	9	10	1	1	29
③ 住宅入居等支援事業 ※実施自治体数	1	4	5	1	1	12
(4)成年後見制度利用支援事業 ※実利用見込み者数	13	61	48	1	6	129
(4)成年後見制度利用支援事業 ※実施自治体数	6	7	13	1	1	28
(5)成年後見制度法人後見支援事業 ※実施自治体数	1	4	4	1	0	10
(6)意思疎通支援事業						
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み件数	116	1,528	1,254	300	401	3,599
② 手話通訳者設置事業 ※実施自治体数	2	6	7	1	1	17
(7)日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数						
① 介護・訓練支援用具	11	63	69	10	4	157
② 自立生活支援用具	17	145	176	13	19	370
③ 在宅療養等支援用具	18	104	156	15	9	302
④ 情報・意思疎通支援用具	15	137	195	9	36	392
⑤ 排泄管理支援用具	1,486	9,336	14,171	2,222	794	28,009
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	7	22	12	2	2	45
(8)手話奉仕員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数	0	82	72	15	15	184
(9)移動支援事業 ※実利用見込み者数	158	801	3,601	111	50	4,721
(10)地域活動支援センター機能強化事業 ※実施見込み箇所	6	36	24	3	1	70
(10)地域活動支援センター機能強化事業 ※実利用見込み者数	100	1,455	1,509	120	100	3,284
(11)発達障害者支援センター運営事業 ※ 指定都市に限る。	0	0	0	0	0	0
(12)障害児等療育支援事業 ※ 指定都市・中核市に限る。	0	0	0	0	0	0
(13)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 ※ 指定都市・中核市に限る。						
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数	0	0	80	0	0	80
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数	0	0	20	0	0	20
(14)専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ※ 指定都市・中核市に限る。						
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み件数	0	0	59	0	0	59
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ※実利用見込み件数	0	0	318	0	0	318
(15)広域的な支援事業 ※①アは指定都市、保健所設置市及び特別区に限る ※①イウ及び②は指定都市に限る						
① 精神障害者地域生活支援広域調整等事業	0	0	0	0	0	0
ア 地域生活支援広域調整会議等事業 ※ 協議会の開催見込み数	0	0	0	0	0	0
イ 地域移行・地域生活支援事業 ※ ピアサポート従事者見込み者数	0	0	0	0	0	0
ウ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業 ※ 運営委員会の開催見込み数	0	0	0	0	0	0
② 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業 ※協議会の開催見込み数	0	0	0	0	0	0

② 県事業

ア 事業の内容と各年度の種別ごとの見込量

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
(1) 専門性の高い相談支援事業						
① 発達障害者支援センター運営事業	1	470	1	470	1	470
② 高次脳機能障害支援普及事業	2	1,379	2	1,379	2	1,379
(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業						
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ※養成講習修了者数(登録者数)	-	手話93(9) 要約20(15)	-	手話93(9) 要約20(15)	-	手話93(9) 要約20(15)
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ※養成講習修了者数(登録者数)	-	20(10)	-	20(10)	-	20(10)
③ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業 ※養成講習修了者数(登録者数)	-	10(10)	-	10(10)	-	10(10)
(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業						
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※利用件数	-	手話40 要約20	-	手話40 要約20	-	手話40 要約20
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ※利用件数	-	1,000	-	1,000	-	1,000
(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業 ※実施の有無						
		実施		実施		実施
(5) 広域的な支援事業						
① 都道府県相談支援体制整備事業 ※相談支援に関するアドバイザー見込み者数	5	-	5	-	5	-
② 精神障害者地域生活支援広域調整等事業						
ア 地域生活支援広域調整会議等事業 ※協議会の開催数	1	-	1	-	1	-
イ 地域移行・地域生活支援事業 ※実施箇所数:アウトリーチチーム設置見込み数 利用者数:ピアサポート従事者見込み者数	0	86	0	86	0	86
ウ 災害時等心のケア体制整備事業 ※専門相談員配置の有無	2	-	2	-	2	-
③ 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業 ※協議会の開催数	1	-	2	-	2	-

イ 事業の種類ごとの実施に関する方法

(ア) 専門性の高い相談支援事業及び広域的な支援事業

- 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
支援拠点機関の支援コーディネーターにより専門的な相談を実施します。
さらに、研修会・講演会を通し、高次脳機能障害に関する普及啓発を図ります。
- 相談支援体制整備事業
各圏域に相談支援に関するアドバイザー（圏域アドバイザー）を配置し、
困難事例等に関する助言指導を行うとともに、福祉事務所等と協働で自立支援協議会の運営支援や協議会運営に深く関わる相談支援専門員を育成し、相談支援体制を整備します。

- ・ 精神障害者地域生活支援広域調整等事業
 精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、医療機関、地域の行政機関、福祉サービス事業者等で構成される沖縄県精神障害者地域移行支援連絡協議会を開催し、精神障害者の地域生活移行支援に係る体制整備に努めます。
- ・ 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業
 発達障害児（者）の支援体制の整備を図るため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係者及び当事者団体等で構成される沖縄県発達障害者支援体制整備委員会を開催し、関係機関との相互の連携により、地域の実状に応じた体制整備に努めます。

(イ) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修及び派遣事業

- ・ 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
 社会福祉法人等に委託し、聴覚障害者の自立と社会参加を図るために、身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解し、手話通訳に必要な技術を習得した手話通訳者を養成する研修を実施します。
- ・ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
 盲ろう者の自立と社会参加を図るために、盲ろう者通訳・介助員を養成する研修を実施します。
- ・ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
 社会福祉法人等に委託し、聴覚障害者、中途失聴者等の自立と社会参加を図るために、市町村域を超える広域的な派遣や複数の市町村住民が参加する会議や講演等に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
- ・ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を実施します。
- ・ 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
 手話通訳者及び要約筆記者の市町村域を超えた派遣が市町村において適切に実施されるよう、市町村相互間の連絡調整を行います。

(ウ) サービス・相談支援者、指導者育成事業

相談支援従事者や障害支援区分認定調査員等の人材養成については、障害福祉サービス等が円滑に実施できるよう必要な人材を確保する必要があることから、計画的に各種研修事業を実施します。

- 障害支援区分認定調査員等研修事業
障害者給付に係る認定調査等に従事する人を対象に、必要な知識・技能を習得させるとともに、資質の向上を図るため、障害支援区分認定調査員研修、市町村審査会委員研修を実施します。
- 相談支援従事者等研修事業
精神障害の理解促進や平成27年度から障害福祉サービス等を申請する全ての人にサービス等利用計画の作成が必要となったことに伴い、これから相談支援事業等に従事する人を対象に、相談支援従事者初任者研修を実施し、必要な知識・技能を習得させ、相談支援専門員の量的確保を図ります。
また、相談支援専門員を対象に、資質の向上を図るため相談支援従事者現任研修及び主任相談支援専門員養成研修を実施するとともに、より一層の専門性を図るための専門コース別研修を実施します。
- サービス管理責任者等研修事業
障害福祉サービス事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画作成、サービス内容の評価等を行うため配置されるサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の養成研修を実施します。

(エ) その他の事業

県と市町村の役割分担を踏まえ、必要性の高い事業を選定し、実施していくこととします。

2 障害者が働き続けることができる環境の整備

沖縄県における障害者雇用については、民間企業の実雇用率が25年連続して全国平均を上回り、雇用が拡大している状況がある一方、職場への定着という課題が指摘されています。

障害者が、その能力を最大限に発揮して働くことができるよう

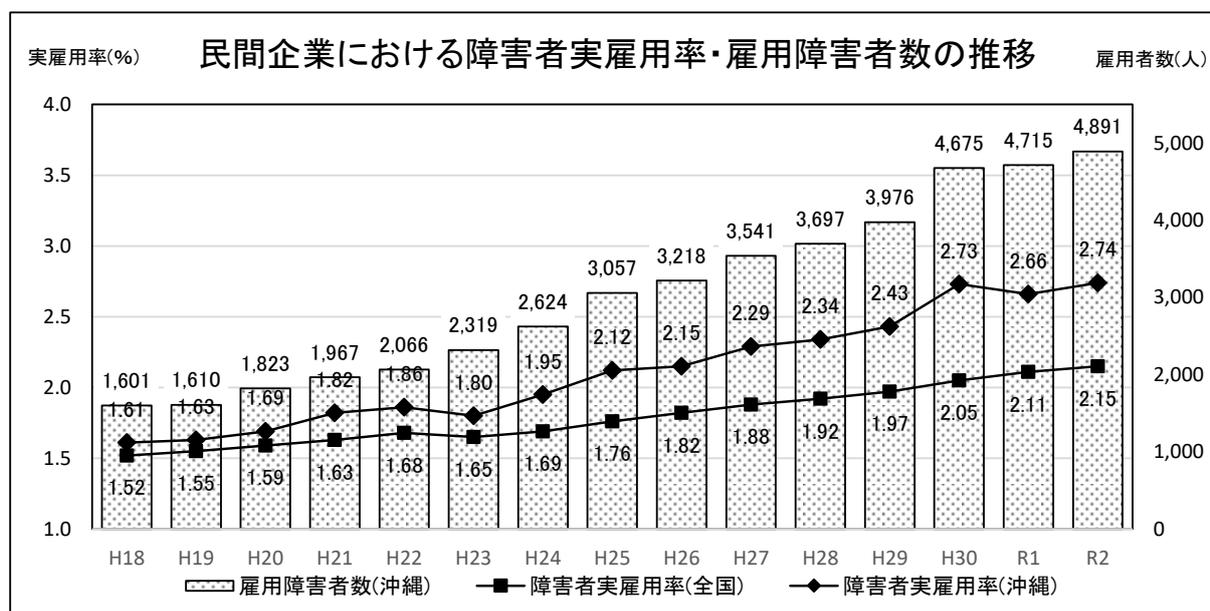
- ・ 障害者がそれぞれの特性に最も適した「働く場」に円滑に移行できるようにするための支援
- ・ 障害者がそれぞれの「働く場」で安定して働き続けることができ、働く力を伸ばしていけるようにするための支援

について取り組めます。

(1) 現状及び課題

◇ 沖縄県の障害者の就労状況

- 沖縄県の一般の民間企業における障害者雇用率は、令和2年6月1日において、全国平均の2.15%を上回る2.74%（全国2位）となっており、障害者雇用促進法に定める法定雇用率2.2%を大きく上回っています。



雇用障害者数 (単位：人)

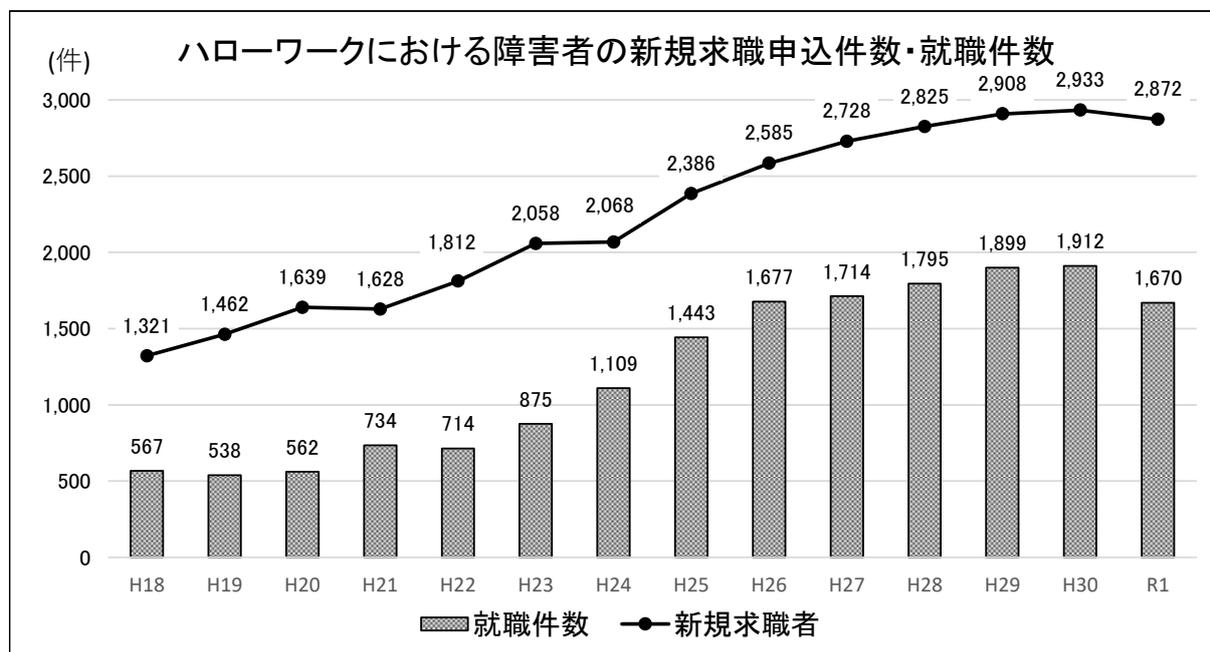
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
沖縄	1,601	1,610	1,823	1,967	2,066	2,319	2,624	3,057	3,218	3,541	3,697	3,976	4,675	4,715	4,891

障害者実雇用率 (単位：%)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
全国	1.52	1.55	1.59	1.63	1.68	1.65	1.69	1.76	1.82	1.88	1.92	1.97	2.05	2.11	2.15
沖縄	1.61	1.63	1.69	1.82	1.86	1.80	1.95	2.12	2.15	2.29	2.34	2.43	2.73	2.66	2.74

出典：障害者雇用状況報告(沖縄労働局)(調査時点：毎年6月1日)

- 公共職業安定所（ハローワーク）における障害者の新規求職申込件数・就職件数は年々増加傾向にあり、令和元年度には 2,872 件の新規求職申込みに対し、1,670 件の就職実績となっています。



新規求職者 (単位：件)

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
1,321	1,462	1,639	1,628	1,812	2,058	2,068	2,386	2,585	2,728	2,825	2,908	2,933	2,872

就職件数 (単位：件)

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
567	538	562	734	714	875	1,109	1,443	1,677	1,714	1,795	1,899	1,912	1,670

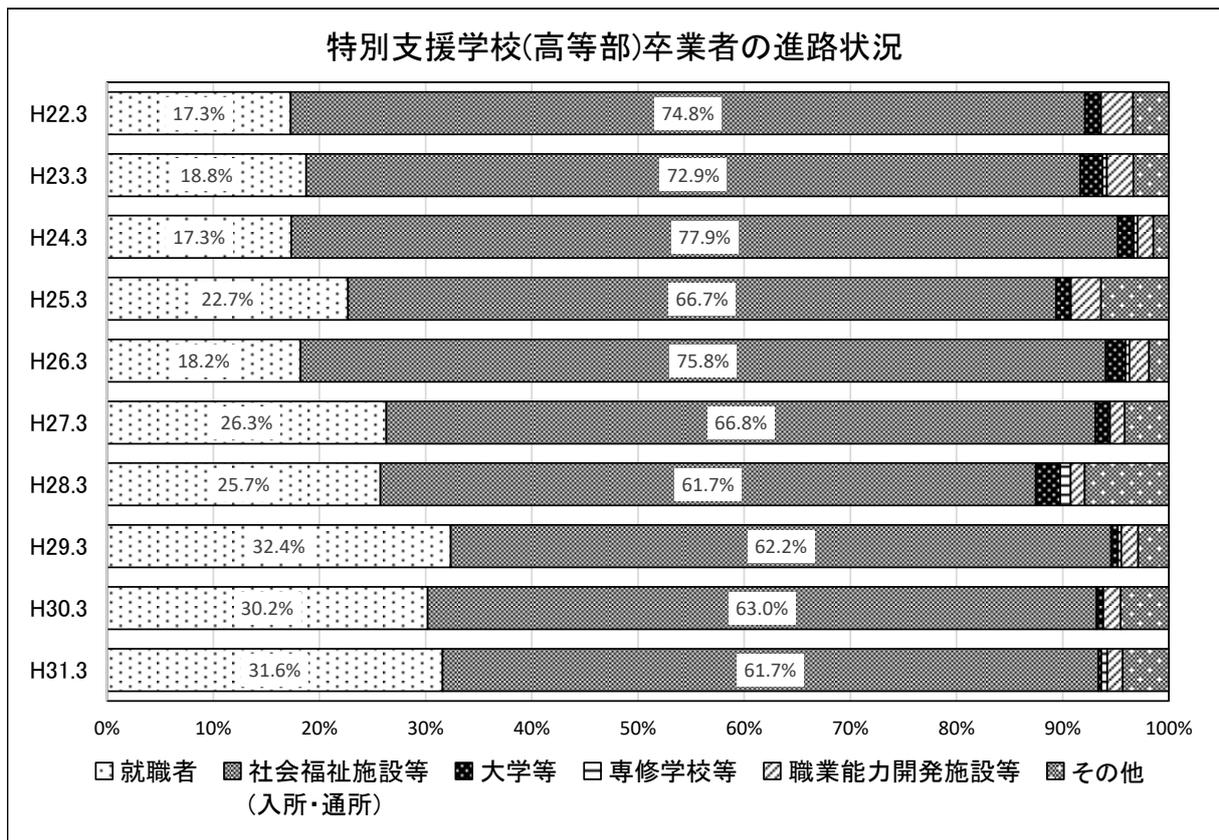
出典：沖縄労働局 統計情報

- 令和元年3月の特別支援学校（高等部）卒業生 345 人のうち、109 人が就職しており、就職率は 31.6%となっています。

特別支援学校（高等部）卒業生の進路状況 (単位：人)

区分 卒業年月	卒業生 総数	就職者	社会福祉 施設等 入所・通所	大学等	専修学校等	職業能力開 発施設等	その他
平成22年3月	266	46	199	4	0	8	9
平成23年3月	240	45	175	5	1	6	8
平成24年3月	271	47	211	4	1	4	4
平成25年3月	282	64	188	4	0	8	18
平成26年3月	269	49	204	5	1	5	5
平成27年3月	289	76	193	4	0	4	12
平成28年3月	303	78	187	7	3	4	24
平成29年3月	312	101	194	2	1	5	9
平成30年3月	308	93	194	2	0	5	14
令和元年3月	345	109	213	1	2	5	15

出典：学校基本調査報告書



◇障害者の職場定着の状況

- 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率は、86.4%となっています。

平成30年度に就労定着支援の支給決定を受けた者（支給決定から1年未満に就職後3年6ヶ月に至る者を除く）のうち、利用期間が1年を経過した者（利用期間が1年を経過した時点において就労定着支援の利用を終了している者であって、一般就労が継続していることを確認できる者を含む）の割合

- 全国の障害者の平均勤続年数の推移

障害者の平均勤続年数については、近年、身体障害者と知的障がい者でほぼ横ばいとなる一方で、精神障害者では、平成25年と比較して平成30年に1年以上も短くなっています。

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成10年	12年0ヶ月	6年10ヶ月	—
平成15年	10年0ヶ月	9年3ヶ月	3年9ヶ月
平成20年	9年2ヶ月	9年2ヶ月	9年4ヶ月
平成25年	10年0ヶ月	7年9ヶ月	4年3ヶ月
平成30年	10年2ヶ月	7年5ヶ月	3年2ヶ月

出典：障害者雇用実態調査結果報告書（平成10、15、20、25、30年度）
 （厚生労働省障害者雇用対策課）

※ 勤続年数：事業所に採用されてから調査時点（各年11月1日）までの勤続年数をいう。

ただし、採用後に身体障害者となった者については身体障害者手帳の交付年月を、採用後に精神障害者となった者については事業所において精神障害者であることを確認した年月を、それぞれ起点としている。

◇福祉施設から一般就労への移行者数等

- 福祉施設から一般就労への移行者数は、第1期計画以降、年々増加しており、令和元年度における実績値は275人となっています。
- 令和元年度末の就労移行支援事業所の利用者数は436人となっていますが、平成29年度622人、平成30年度506人で、減少傾向となっています。
- 令和元年度末の就労移行支援事業所数（就労移行に関する調査に回答があった事業所に限る。）は71か所となっています。
- 令和元年度末の就労移行支援事業所ごとの就労移行率が3割を超えている事業所（推計）は、15か所で全体の21%となっています。

◇最も適した「働く場」への移行

- 就職した障害者の中には、仕事の内容が個々の障害特性や障害の程度等に合わず、就労を長く続けることが難しい状況があります。障害者が安定して働き続けるためには、職場の理解等の職場環境の改善だけではなく、個々の障害特性や障害の程度等に合わせた仕事の内容などを見極めることも必要となってきます。

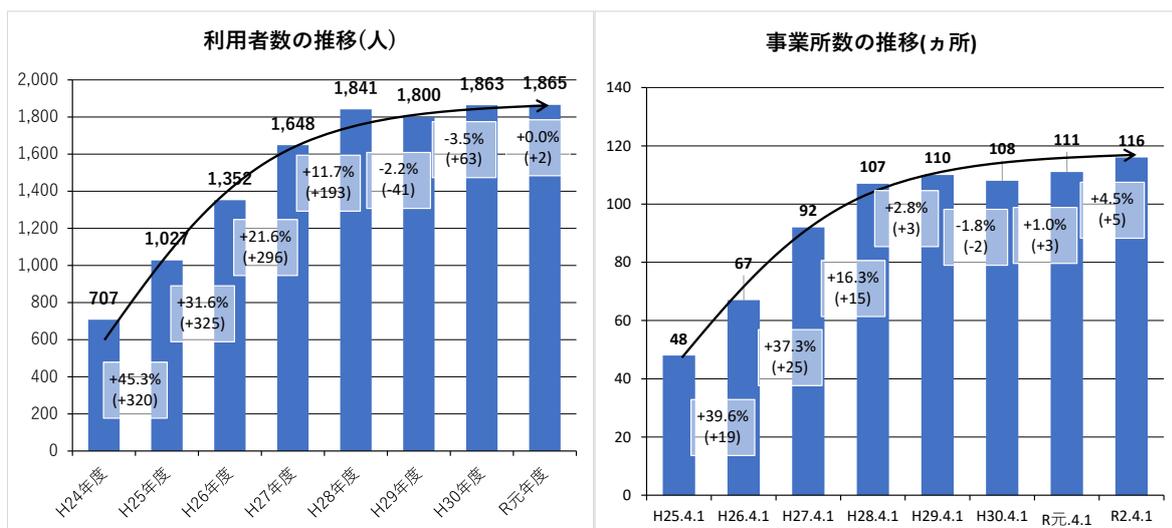
障害者の最も適した「働く場」については、一般就労の場だけで考えるのではなく、福祉的就労の場も含めて検討する必要があることから、一般就労と福祉的就労に関する支援機関の連携を密にする体制を構築する必要があります。

◇就労継続支援事業等福祉的就労の質の問題

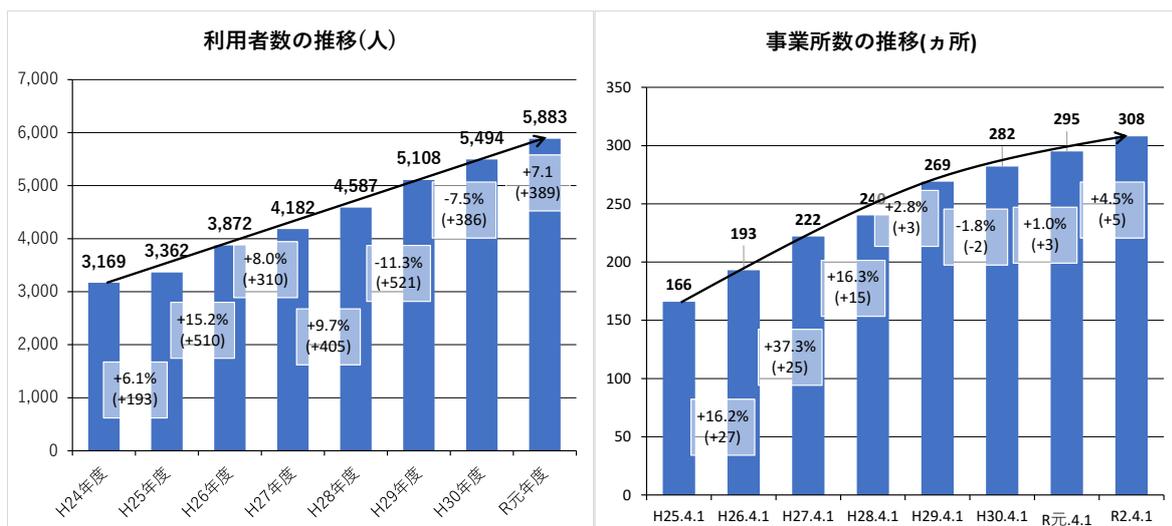
○ 就労継続支援事業の適切な運用

県内の就労継続支援事業については、利用者数及び事業所数とも、毎年、大きく増加しております。主な生産活動は、施設清掃活動や農産物の生産・加工などとなっております。一方で、利用者の働きやすい環境整備等のために給付される自立支援給付費を目的以外に充てる事業者があることが一部指摘されています。

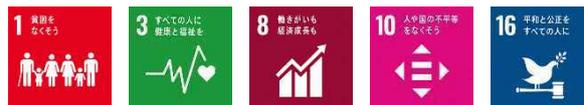
沖縄県の状況（就労継続支援 A 型）



沖縄県の状況（就労継続支援 B 型）



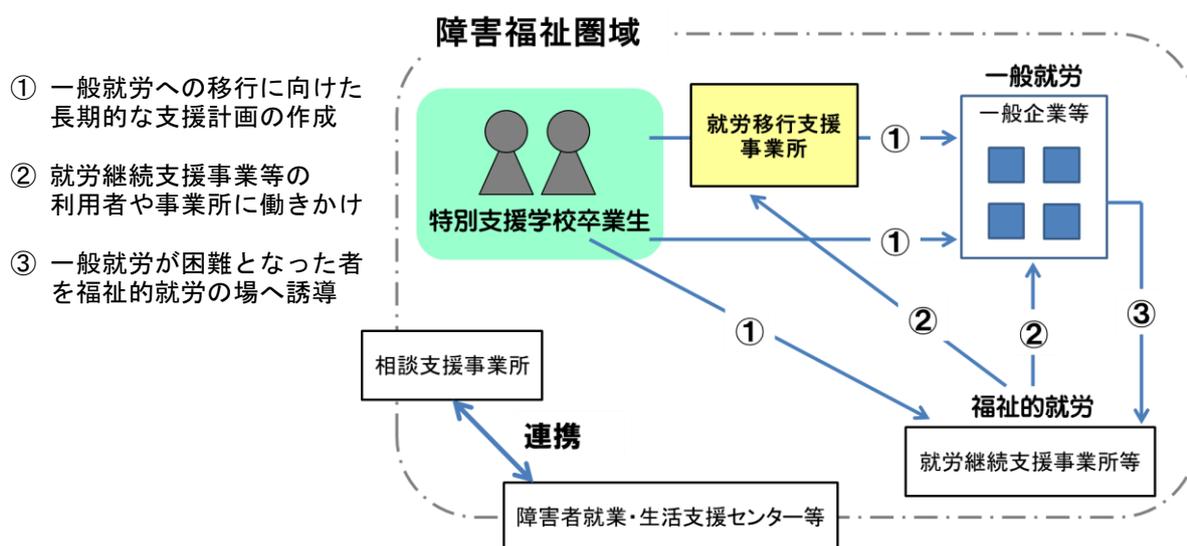
(2) 県の取組



○ 就労移行等連携調整事業

障害者が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害者が、自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが必要です。そのためには、働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所等、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に移行できるよう支援をすることが重要です。

このため、働くことを希望する障害者について、様々な支援機関が連携した円滑な移行支援が行えるよう、支援対象者のアセスメント及び関係機関のコーディネートを行います。



○ 障害者就業・生活支援センター事業

障害者の職業生活における自立支援のために県内5圏域に設置した障害者就業・生活支援センターに生活支援担当職員を配置し、生活上の相談や就業に伴う日常生活又は社会生活に必要な支援を行い、障害者の就職や職場定着を図ります。

【実績】 登録者数：1,346人（平成19年度）→3,214人（令和元年度）
支援延件数（令和元年度）：8,216件

○ 農福連携事業

農業分野での障害者の就労を支援し、就労継続支援事業所における障害者の工賃水準の向上及び農業の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会の実現に資するため、障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣や農産物展示販売会等（農福連携マルシェ）の開催等を支援します。

○ ITサポートセンター運営事業

ITを活用した就業への支援について、重度の在宅障害者の就労も視野に入れた障害者に対するITスキルの向上に資する取組やパソコン機器等の使用に関する支援を行う支援者の養成・派遣等を行います。

○ 障害者工賃向上支援事業

就労継続支援事業所等の工賃水準の向上を図るため、「沖縄県工賃向上計画」に基づき、各種支援策を実施することにより、工賃水準を引き上げ、障害者の自立した生活に向けた経済基盤の確立を図ります。

〈基本事業〉

- ①就労継続支援事業所等における工賃向上計画の策定支援
- ②就労継続支援事業所等へ中小企業診断士等のコンサルタント等派遣（年20事業所程度）
- ③就労継続支援事業所の職員等に対する人材育成のための研修会の開催
- ④工賃アップ推進コーディネーターの配置

【実績】

平均工賃（B型）：13,552円（平成18年度）→15,956円（令和元年度）

○ 障害者優先調達

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、直近の実績をベースに設定した目標額を盛り込んだ障害者優先調達推進方針を毎年度策定・公表します。また、市町村に対する障害者優先調達推進方針策定の助言等を行いつつ、共同受注窓口組織である沖縄県セルフセンターとも連携して、障害者就労施設等が供給する物品等のさらなる需要喚起を図ります。

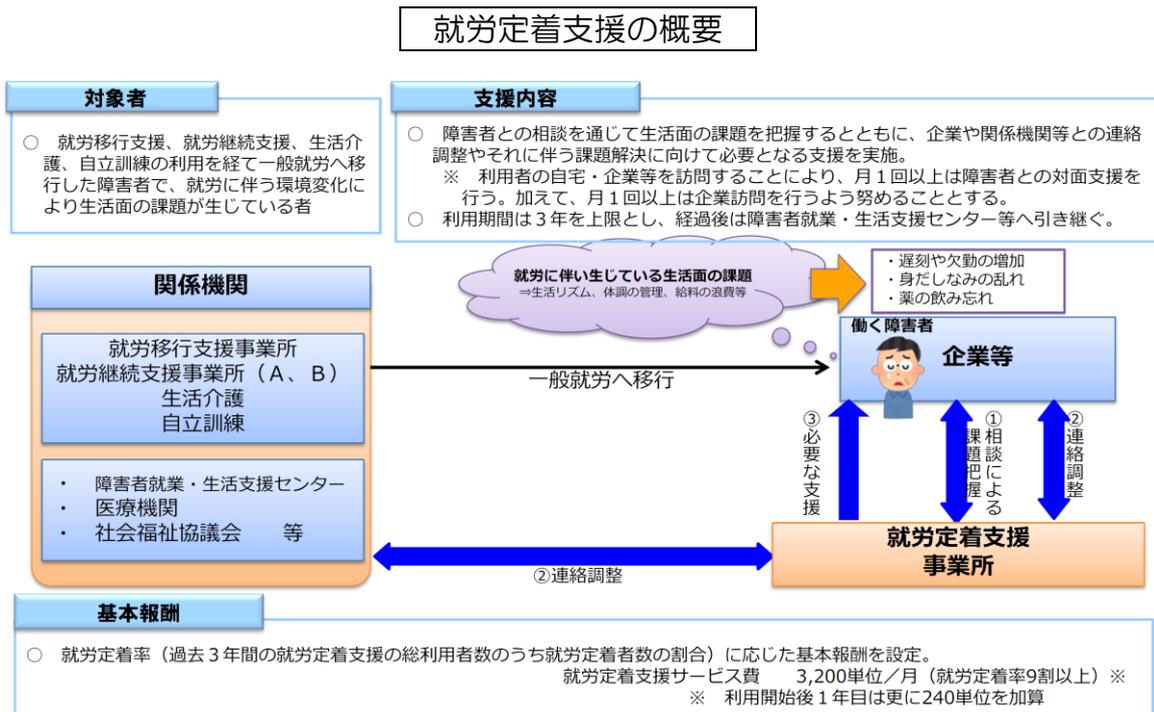
【実績】

- ① 障害者優先調達推進方針策定状況
 - ・ 沖縄県：平成31年3月12日策定
 - ・ 市町村（令和2年3月末現在）：36市町村

② 障害者優先調達実績（令和元年度）

- ・ 県：48,590 千円（平成 30 年度：50,643 千円）
- ・ 市町村：229,089 千円（平成 30 年度：247,482 千円）

○ 就労に伴い生じる生活面の課題に取り組む就労定着支援について、市町村や関係機関と十分連携を図りながら必要量の確保及び質の担保に努めるとともに、利用を促すため、県ホームページ等により周知を図っていきます。



出典：障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 会議資料

○ 心のバリアフリー推進事業

障害者雇用等について、関係者からの「障害者に対する差別感を排除し、障害に関係なく地域社会で共生し、共に働くことが当たり前であるという精神を広く醸成されていくことが重要」との意見を踏まえ、県民に対する普及啓発等により障害や障害のある人に対する理解の促進を図ります。

○ 指定障害福祉サービス事業者等の質の担保を図り、各支援機関が連携できる体制を構築するため、実地指導等の実施体制の拡充を図り、指定障害福祉サービス事業者等に対する指導・支援を強化します。

○ 障害者等雇用開拓・定着支援事業

障害者就業・生活支援センターに、障害者雇用開拓・定着支援アドバイザーを配置し、企業と障害者双方に対し、障害特性に応じた支援を行うことにより、新

規雇用の拡大と適正マッチング、長期定着を図ります。

○ 障害者等雇用理解促進事業

障害者が働きやすい環境を構築するため、企業等に対する研修及び県民向けの啓発セミナーの開催や障害者雇用の進め方や支援機関と支援策などを紹介する障害者雇用啓発リーフレットを作成するなど、企業をはじめ広く県民の障害者雇用に対する理解促進を図ります。

○ 沖縄県障害者雇用推進企業登録制度（ワークわく！おーきなわ）

障害者雇用に実績のある企業（応援企業）と、これから取り組みたい企業（チャレンジ企業）の登録制度です。

登録企業の情報を発信すること等により県民への障害者雇用の理解促進を図るとともに、登録企業間のネットワークを構築し、障害者雇用を推進します。

○ 職場適応訓練事業

障害者等を対象とし、県と委託契約を結んだ事業所において実際の業務についての訓練を行います。

事業所は障害特性に応じた適性などの検討を行い、訓練生は作業環境への適応を容易にし、訓練終了後は訓練事業所での雇用に繋げることをねらいとしています。

○ 県立職業能力開発校において、障害者を対象とした職業訓練を実施し、就労のための知識・技能の習得を支援します。

○ 企業、社会福祉法人、NPO 法人、民間教育訓練機関等の多様な訓練委託先を活用し、障害者が住む身近な地域で多様な職業訓練を実施することにより、障害者の職業能力の開発・向上を図ります。

○ 特別支援学校キャリア教育・就労支援充実事業

就労支援コーディネーターが特別支援学校を巡回することにより、就職を希望する生徒と企業側とのマッチングを行うほか、キャリア教育・就労支援等の充実を図ります。

○ 特別支援学校就業支援キャンペーン

障害者雇用支援月間（9月）に合わせ、県教育委員会をはじめとする関係行政機関が連携し、特別支援学校高等部生徒らとともに企業訪問を行う等、就業支援キャンペーンを行います。

○ 指定障害福祉サービス等に従事する職員等の確保や質の向上、サービスの評価、利用者本位の質の高いサービスの提供に向けて次のような取組を行います。

ア 職業講話や講演会等、障害福祉の魅力を発信する広報活動などの取組を行い、人材の確保に努めます。

イ 障害福祉サービス従事者等に対する研修の充実

サービス管理責任者等の質の向上を図るため、研修内容の充実とともに、研修定員の確保に努めていきます。

島しょ県である本県において、それぞれの地域のニーズに応じた福祉サービス等が提供できるような人材育成体制づくりに努めます。

ウ 第三者評価制度を活用した障害福祉サービスの質の向上

指定障害福祉サービス事業者等に対して集団指導の場等で、福祉サービス第三者評価制度の積極的な活用を促していきます。

エ 障害福祉サービス等の情報公表

利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるよう、障害福祉サービス等の情報を公表します。また、市町村等と連携し、情報公表制度の普及啓発を図ります。

オ その他

障害福祉サービス事業所等の増加に伴い、サービス利用者等からの苦情や要望も増していることから、集団指導等において、障害福祉サービス事業者等に対して適切な事業所運用を行うよう、指導しています。

障害福祉サービス事業所等の防災対策について、災害を想定した避難訓練の実施や緊急連絡及び避難方法の確認など、サービス利用者が安心してサービス提供を受けられる体制を整えるよう、障害福祉サービス事業者等に対して、集団指導等において指導しています。

相談支援を行う事業所については、障害者等からの相談内容に応じて、ピアサポートの活用も含め、相談支援の質の向上を図るよう助言を行います。

今後実施予定の研修

区分	実施方法	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実施回数 (回)	受講者数 (人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)
相談支援従事者研修 (初任者研修・5/7日課程)	事業者指定	1	150	1	150	1	150
相談支援従事者研修 (初任者研修・2日課程)	事業者指定	1	380	1	380	1	380
相談支援従事者研修 (現任研修)	事業者指定	1	200	1	100	1	100
相談支援従事者研修(主任研修)	委託及び 事業者指定	1	4	1	4	1	4
サービス管理責任者研修 児童発達管理責任者研修(基礎研修)	事業者指定	1	400	1	400	1	400
サービス管理責任者研修 児童発達管理責任者研修(更新研修)	事業者指定	1	440	1	440	1	440
サービス管理責任者研修 児童発達管理責任者研修(実践研修)	事業者指定	1	440	1	241	1	400
障害者虐待防止研修	県	3	440	3	440	3	440

○ 地域生活支援事業の見込み量確保に向けて次のような取組を行います。

ア 専門性の高い相談支援事業

障害者等に対し、専門性の高い相談支援事業について周知を図り、事業の活用を促進します。

関係機関等（相談支援事業従事者、障害福祉サービス事業者等、保健・医療機関、学校等）のネットワークの構築を図るほか、地域の相談支援専門員の資質向上を図るため、圏域アドバイザーを中心に研修会等を行います。



(3) 成果目標

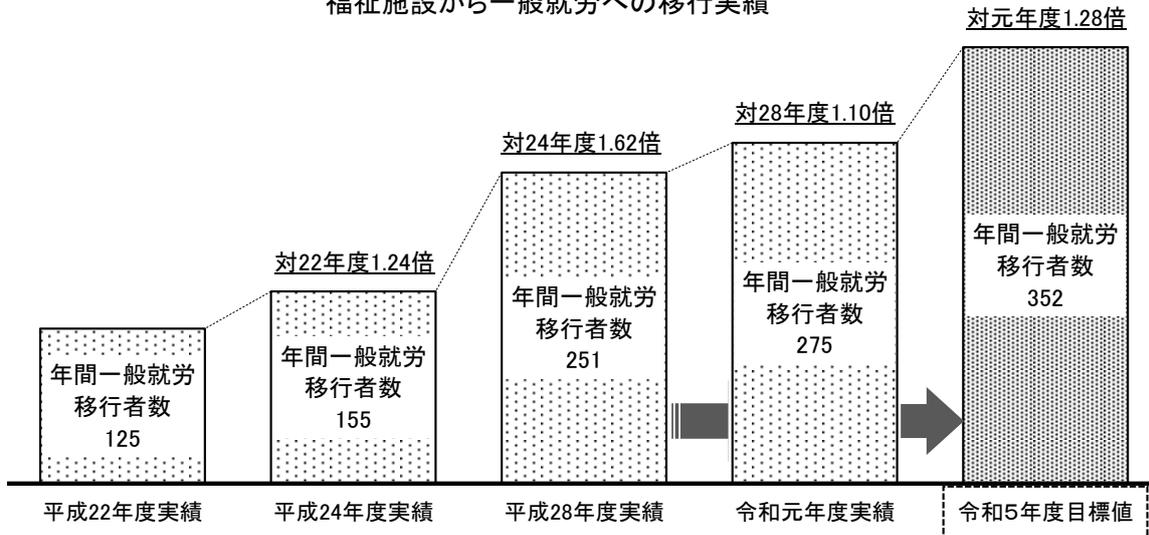
① 一般就労移行者数の増加

- 国の基本指針では、令和5年度の一般就労移行実績を、令和元年度の1.27倍以上とすることを基本としています。
- 加えて、就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業についても、各事業の趣旨、目的、地域における実態等を踏まえつつ、それぞれに一般就労に移行する者の目標値も定めることとされています。
- 具体的には、就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本としています。
- また、就労継続支援については、就労継続支援 A 型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援 B 型事業については、概ね1.23倍以上を目指すこととされています。
- 本計画においては、これまでの実績は好調である一方、一般就労移行者数の近年の状況を勘案し、また、市町村計画との整合を図る必要があることから、令和5年度の福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度の約1.28倍に当たる352人と設定します。
- 加えて、令和5年度の福祉施設から一般就労への移行者のうち、就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度の約1.3倍に当たる165人、就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度の約1.28倍に当たる106人、就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度の約1.28倍に当たる74人と設定します。

○目標値

項目	数値	考え方
一般就労移行者数 (年間)	【基準値】 275人	令和元年度において、福祉施設を退所し、一般就労した者の数とする。
	【目標値】 352人	令和5年度において、福祉施設を退所し、一般就労する者の数とする。基準値の1.28倍とする。
一般就労移行者数 ※就労移行支援事業 (年間)	【基準値】 127人	令和元年度において、福祉施設を退所し、一般就労した者の数とする。
	【目標値】 165人	令和5年度において、福祉施設を退所し、一般就労する者の数とする。基準値の1.3倍とする。
一般就労移行者数 ※就労継続支援A型 (年間)	【基準値】 83人	令和元年度において、福祉施設を退所し、一般就労した者の数とする。
	【目標値】 106人	令和5年度において、福祉施設を退所し、一般就労する者の数とする。基準値の1.28倍とする。
一般就労移行者数 ※就労継続支援B型 (年間)	【基準値】 58人	令和元年度において、福祉施設を退所し、一般就労した者の数とする。
	【目標値】 74人	令和5年度において、福祉施設を退所し、一般就労する者の数とする。基準値の1.28倍とする。

福祉施設から一般就労への移行実績



[備考]

・福祉施設とは

就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)をいう。

・一般就労移行者とは

福祉施設から一般企業等に就職した者(就労継続支援A型の利用者になった者を除く)、在宅就労した者及び自ら起業した者をいう。

○活動指標

項目	数値	考え方
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数	【見込数】 352人	令和5年度において、就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを設定する。成果目標と同数とする。
障害者に対する職業訓練の受講者数	【見込数】 116人	令和5年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを設定する。
福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数	【見込数】 235人	令和5年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数	【見込数】 179人	令和5年度において、福祉施設から一般就労に移行する利用者のうち、必要な者が就労移行支援事業者等と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるよう、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。
公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者の数	【見込数】 178人	令和5年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることで、一定割合の者が就職に結びつくよう、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込みを設定する。

② 就労定着支援事業の利用者及び就労定着率の増加

- 国の基本指針では、障害者の一般就労への定着も重要であることから、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目指すとしています。
- 加えて、就労定着支援事業の就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合）が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指すとしています。

○目標値

項目	数値	考え方
就労定着支援事業の利用者の割合	【目標値】 7割	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の割合。
就労定着率が8割以上の事業所の割合	【目標値】 7割	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合。

(4) サービスの提供体制の確保

① 日中活動系サービス（就労系）

サービスの種類

サービス種別	サービスの内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。事業所内において、雇用契約に基づき、就労の機会を提供するものです。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な障害者や、一定の年齢に達している障害者に、一定の賃金水準のもとで、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図るサービスです。雇用契約は結びません。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、就労先や家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり提供するサービスです。

各年度の見込み

サービス種別	令和3年度見込み		令和4年度見込み		令和5年度見込み	
	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
就労移行支援	542	9,822	559	10,073	566	10,080
就労継続支援A型	1,972	37,834	2,023	38,803	2,075	39,842
就労継続支援B型	6,715	118,357	7,167	125,729	7,661	133,924
就労定着支援	195		230		270	

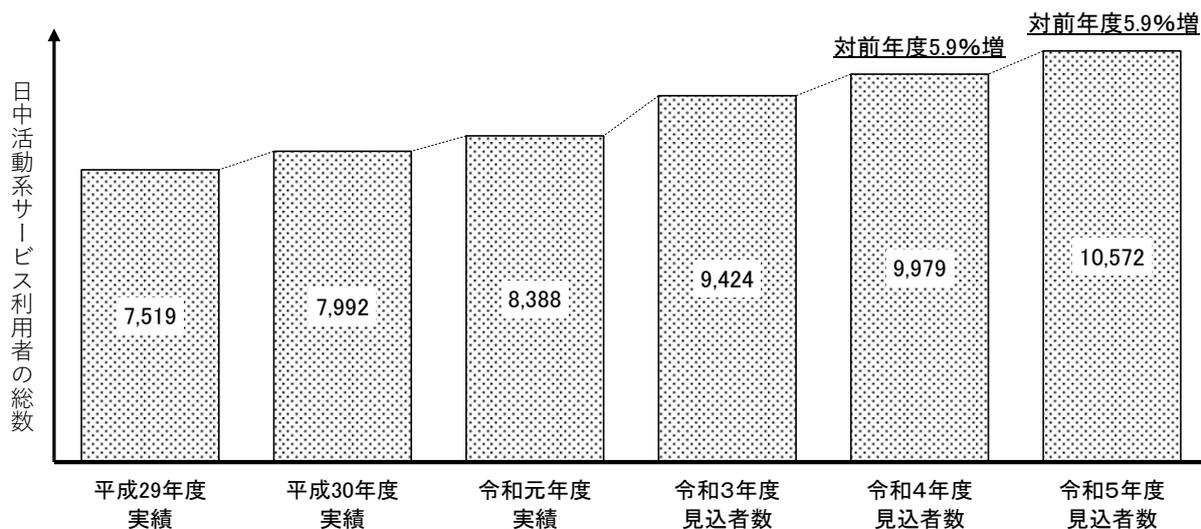
※ 利用量の単位：人日/月

※ 人日とは、「月間の利用人数」×「1人一月当たりの平均利用日数」

【見込みの考え方】

- 市町村ごとに令和2年度までのサービスの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、令和5年度までのサービス量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。
- 就労定着支援については、地域の一般就労移行者の見込み数等を参考に、令和5年度までの利用量を見込んでいます。

日中活動系サービス利用者数(就労系)の推移



② 相談支援（計画相談支援）【再掲】

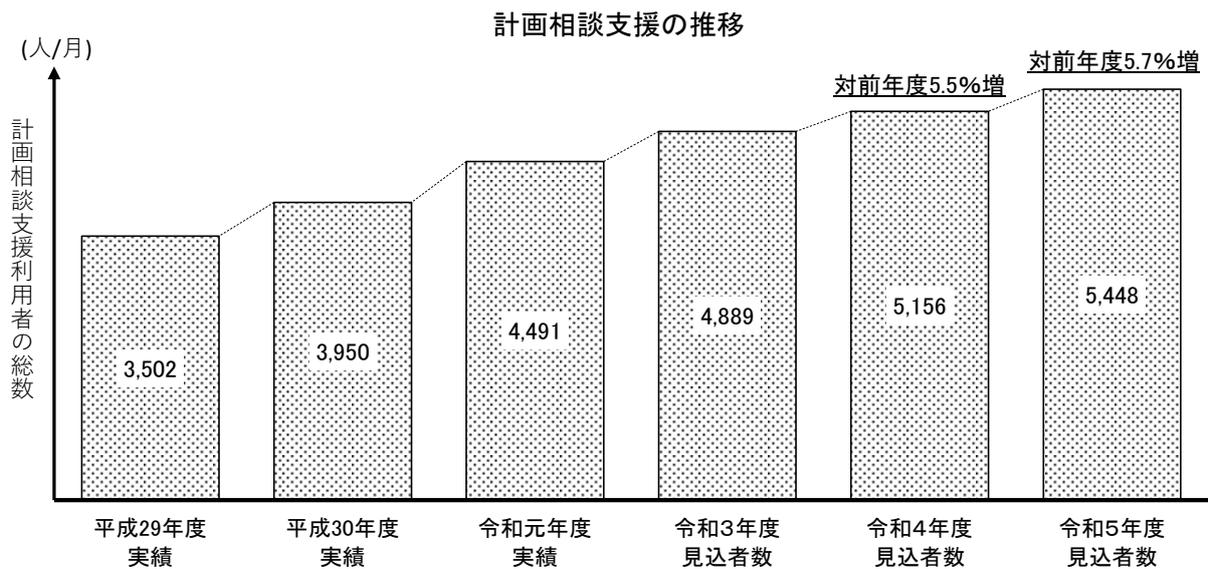
サービスの種類

サービス種別	サービスの内容
計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援の二つにより構成されるサービスで、サービス利用支援では障害者の利用するサービスの種類や内容等を記載したサービス等利用計画を作成し、継続サービス利用支援ではサービス等利用計画の見直しを行って関係者との連絡調整等を行います。

各年度の見込量

サービス種別	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
	利用者数	利用者数	利用者数
計画相談支援	4,889	5,156	5,448

※ 単位：人/月（一月当たりの利用人数）



【見込みの考え方】

- 市町村ごとに障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数を基本として、すべての利用者が計画相談支援の対象者となるよう、各年度の利用者数及び量を見込み、加えて継続サービス支援（モニタリング）の期間設定も勘案し、その数値を見込んでいます。
- モニタリングの期間については、国の基本的考え方を踏まえ、概ね以下の考え方で算出しています。
 - (ア) 在宅のサービス利用者のうち、
 - ・一定期間集中的に支援を行うことが必要である者は毎月実施
 - ・それ以外については6か月ごとに実施
 - (ロ) 施設入所者については1年ごとに実施

(5) 地域生活支援事業の実施

① 市町村事業

ア 事業の内容と各年度の種類の見込量

県全体(令和3年度～令和5年度)

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)理解促進研修・啓発事業 ※実施自治体数	18	19	20
(2)自発的活動支援事業 ※実施自治体数	14	14	15
(3)相談支援事業			
① 障害者相談支援事業 ※実施見込み箇所数	87	88	91
基幹相談支援センター ※実施自治体数	12	13	15
② 基幹相談支援センター等機能強化事業 ※実施自治体数	29	29	29

② 県事業

ア 事業の内容と各年度の種類の見込量

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
(1)専門性の高い相談支援事業						
障害者就業・生活支援センター事業	6	3,109	6	3,109	6	3,109
高次脳機能障害支援普及事業	2	1,379	2	1,379	2	1,379

イ 事業の種類ごとの実施に関する方法

(ア) 専門性の高い相談支援事業

- 障害者就業・生活支援センター事業

現在、5圏域に6か所のセンターを指定しており、引き続き委託により実施します。また、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図り、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を要する障害者に対して、身近な地域において必要な相談・支援を行い、その職業生活における自立を図ります。

- 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

支援拠点機関の支援コーディネーターにより専門的な相談を実施します。さらに、研修会・講演会を通し、高次脳機能障害に関する普及啓発を図ります。

3 地域における障害児への切れ目のない、きめ細かな支援体制の構築

障害児の成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるためには、子どものライフステージに対応した切れ目のない、きめ細かな支援を提供することが必要です。そのため、福祉サービスの提供体制の確保のみならず、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が密に連携し、できるだけ早期に障害を発見し、適切に対応することに加え、子どもの成長にに応じて、療育や教育等に関わる機関が変化する場合においても、関係機関が連携を図り支援を継続していく体制の構築を進めます。

(1) 現状及び課題

- 各市町村の規模によって、早期支援体制の整備状況等に差があり、県による広域的・専門的な支援を推進する必要があります。
- 早期発見、早期支援体制の重要性について、市町村及び支援者への理解促進に引き続き取り組む必要があります。
- 在宅や認可外保育施設に入園する障害児に対し、市町村等の支援が行き届きにくいとされています。
- それぞれの関係機関で、引継ぎに関して各関係機関の連携が十分でなかったり、現場の担当に一任されているなど、十分な連携体制が構築されていない状況があります。(沖縄県発達障がい者支援センター調べ)
- 市町村が行う発達障害児に関する支援について、児童や保護者、教師等現場担当者に対し、支援の必要性は感じているが、具体的方法がわからない状況があります。(沖縄県発達障がい者支援センター調べ)
- 在宅療養を行う医療的ケア児等の家族について、以下の不安を抱えている状況があります。(沖縄県保健医療部地域保健課「医療的ケアが必要な在宅療育・療養環境に関する調査」)
 - ア 必要な情報の不足
児の発育や今後の見通し、困ったときの相談窓口などについての情報が不足しており、不安を抱えています。
 - イ 医療的ケアの知識及び手技に関する不安
退院時に医療的ケアの手技に関する不安がある中で在宅療養生活を開始している状況にあります。
 - ウ 在宅療養生活を送る上で必要な医療・福祉・保健サービスの不足と地域格差の拡大
在宅生活をする上での福祉サービスが不十分であることや、市町村等から提

供される情報や各種サービスの格差、医療提供体制に対する不満があります。

エ 行政機関内及び他機関間の連携不足

行政の手続が保健所や、市町村の複数課にまたがり、その都度対応を求められることへの不満があります。

オ 地域社会からの孤立

重症児を連れての外出の困難さ等により、地域社会からの孤立を感じています。

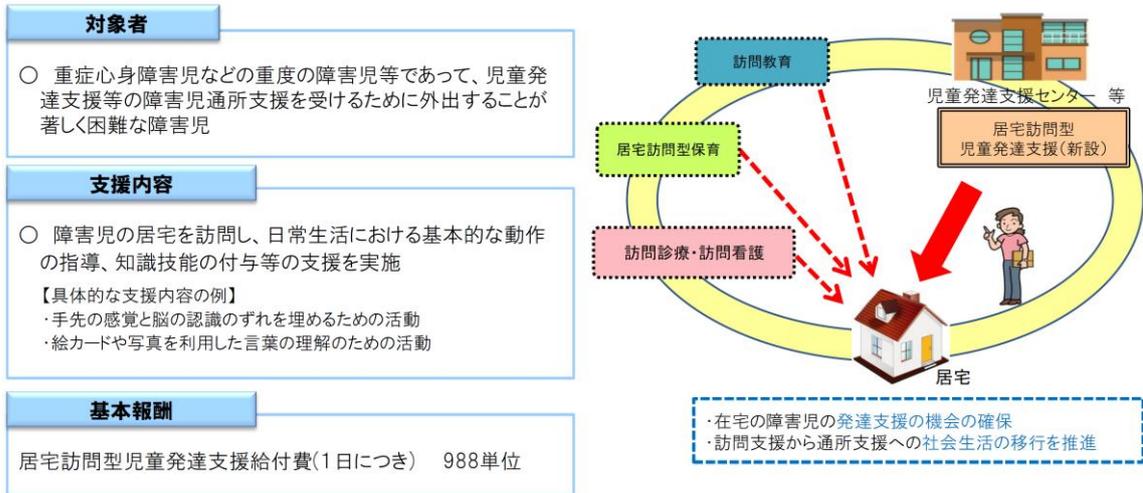
- 医療的ケア児の支援体制を整備するためには、家族のレスパイト支援を充実させる必要があります。現在、医療型短期入所事業所は、北部1箇所、中部2箇所、南部3箇所の合計6箇所となっており、離島（宮古・八重山圏域）における事業所の確保を含めたサービスの提供体制が課題となります。
- 重症心身障害児等に対する短期入所等のサービスが、地域により十分に確保されていない状況があります。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所及び利用者が増加傾向にあるものの、中には単なる居場所になっている事例や発達支援が十分でない事業所があるなど、質の確保の課題があります。

(2) 県の取組



- 早期支援体制の充実を図るため、市町村等に対する市町村発達障害者支援体制サポート事業による専門的な支援を行います。
- 早期発見、早期支援体制の構築に関し、市町村自立支援協議会から提起された課題等について、各圏域自立支援連絡会議、さらに県自立支援協議会（療育・教育部会、相談支援・人材育成部会）でボトムアップ方式により協議し、課題解決に向けた対策を検討します。
- 在宅や保育施設に入園する障害児及び発達が気になる子に対する支援について、障害児等療育支援事業及び市町村が実施する巡回支援専門員整備事業等、在宅の障害児も利用できるサービスの提供や支援者に対する人材育成を推進していきます。
- 保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援について、市町村や関係機関と十分連携を図りながら必要量の確保に努めるとともに、利用を促すため、県ホームページ等により周知を図っていきます。

居宅訪問型児童発達支援の概要

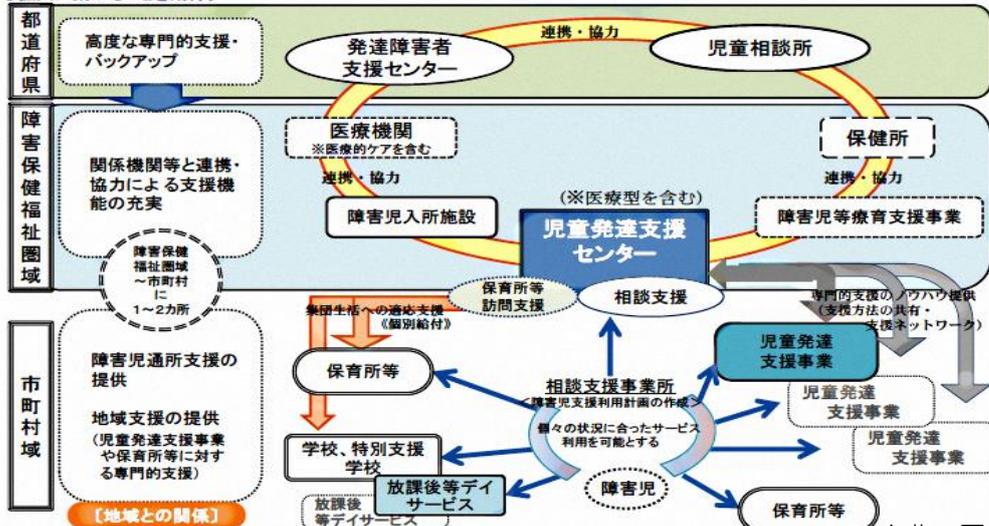


出典：障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 会議資料

- 発達障害の診断ができる医療機関が県内には少ないことを踏まえ、地域の医療機関や診療所などが発達障害についての対応力を身につけ、専門医等がいる病院と連携を図り、適切な治療につなげることができるよう、発達障害児等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対し、発達障害に関する国の研修の内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害への対応ができる体制を整えます。
- 市町村における十分な支援体制、連携体制の中核となる児童発達支援センターや保育所及び幼稚園、小学校等の教育機関に対し必要な助言等後方支援を行う保育所等訪問支援について、市町村や関係機関等と連携を図り、早期設置に向け、取り組んでまいります。

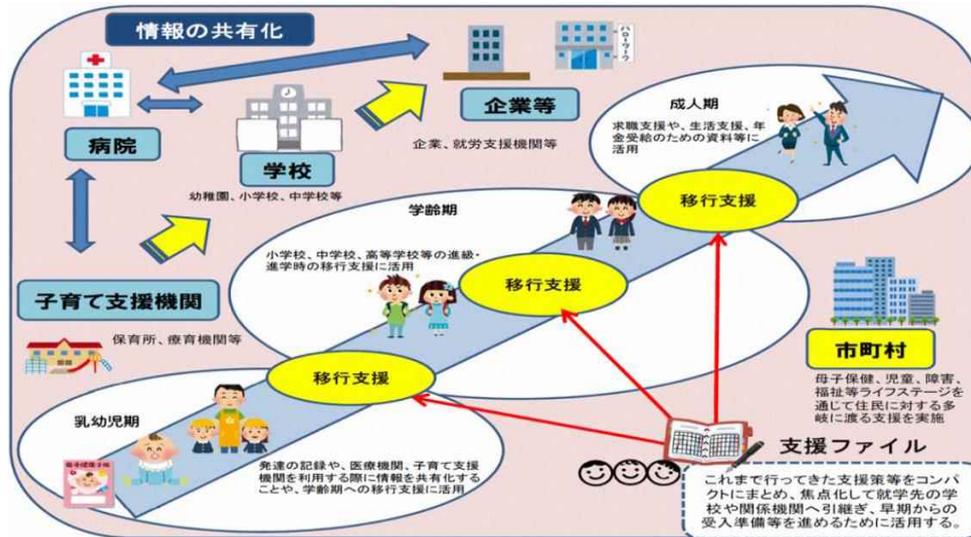
地域における児童発達支援センターを中核とした支援体制のイメージ(案)

児童発達支援センターが専門的支援のノウハウを広く提供することにより、身近な地域で障害児を預かる施設の質の担保と量的な拡大に繋がることを期待。



出典：厚生労働省資料

- 発達障害や発達の気になる子について、一貫したよりよいサポートを受けやすくするため、「新サポートノートえいぶる」の活用等により、各ライフステージにおけるスムーズな情報の引きつぎ・共有を図ります。

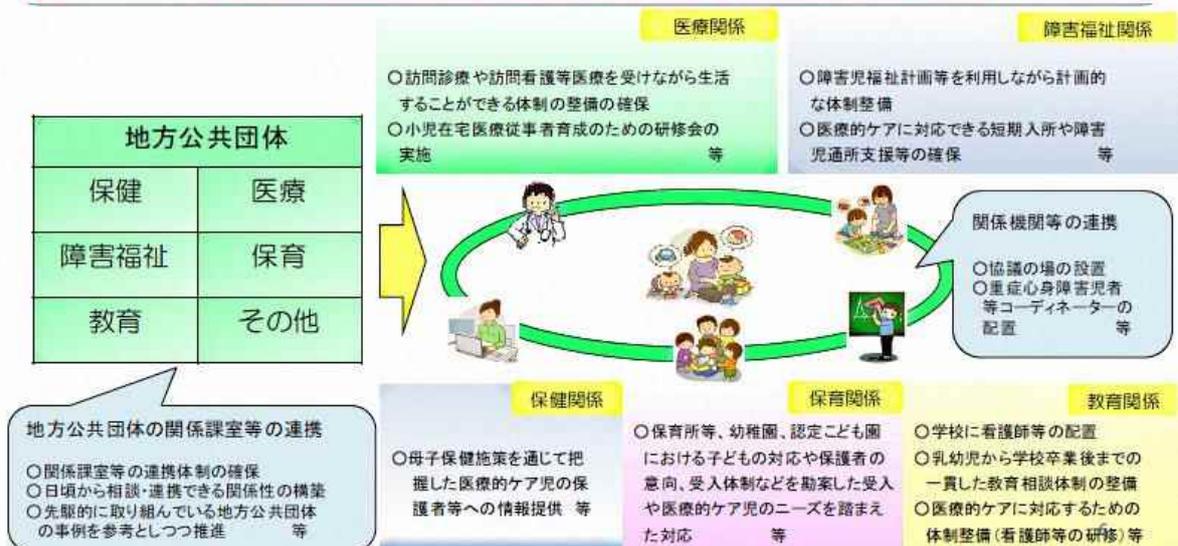


- 医療的ケア児が身近な地域で適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要です。平成30年度より、県及び各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置しており、引き続き支援体制の構築に向けた取組を行います。

また、市町村における協議の場の設置については、早期設置が図られるよう市町村と連携を図っていきます。

- 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村が配置するコーディネーターの養成に努めます。

地域における医療的ケア児の支援体制の整備



出典：厚生労働省資料

- 常時介護や医療的ケアが必要な障害児等について、在宅で介護を行う家族の負担を軽減し、安心して生活ができるよう、レスパイト支援等の充実に努めます。
- 重症心身障害児等が、身近な地域で安心して暮らすことができるよう、市町村と連携を図り、児童発達支援や放課後等デイサービス、短期入所、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援等の福祉サービスの充実に努めます。
- 指定障害福祉サービス事業者等の質の担保を図り、各支援機関が連携できる体制を構築するため、実地指導等の実施体制の拡充を図り、指定障害福祉サービス事業者等に対する指導・支援を強化します。
- 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の事業所に対して、一定の質を確保する必要があるため、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」、「保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書」の活用促進を指導します。
- 指定障害福祉サービス等に従事する職員等の確保や質の向上、サービスの評価、利用者本位の質の高いサービスの提供に向けて次のような取組を行います。
 - ア 職業講話や講演会等、障害福祉の魅力を発信する広報活動などの取組を行い、人材の確保に努めます。
 - イ 障害福祉サービス従事者等に対する研修の充実
 - サービス管理責任者等の質の向上を図るため、研修内容の充実とともに、研修定員の確保に努めます。
 - 島しょ県である本県において、それぞれの地域のニーズに応じた福祉サービス等が提供できるような人材育成体制づくりに努めます。
 - ウ 第三者評価制度を活用した障害福祉サービスの質の向上
 - 指定障害福祉サービス事業者等に対して集団指導の場等で、福祉サービス第三者評価制度の積極的な活用を促していきます。
 - エ 障害福祉サービス等の情報公表
 - 利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるよう、障害福祉サービス等の情報を公表します。また、市町村等と連携し、情報公表制度の普及啓発を図ります。
 - オ その他
 - 障害福祉サービス事業所の増に伴い、サービス利用者からの苦情や要望も増加していることから、集団指導等の場等で、障害福祉サービス事業者に対して適切にその解決、改善に努めるよう、指導しています。
 - 障害福祉サービス等の利用者の防災対策について、災害時の避難訓練の実施

や緊急連絡及び避難方法の確認など、サービス利用者が安心してサービス提供を受けられる体制を整えるよう、障害福祉サービス等事業者に対して、集団指導等の場で指導してまいります。

相談支援を行う事業所については、障害者からの相談内容に応じて、ピアサポートを活用することも含め、相談支援の質の向上を図るよう助言を行います。

今後実施予定の研修

区分	実施方法	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実施回数 (回)	受講者数 (人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)
相談支援従事者研修 (初任者研修・5/7日課程)	事業者指定	1	150	1	150	1	150
相談支援従事者研修 (初任者研修・2日課程)	事業者指定	1	380	1	380	1	380
相談支援従事者研修 (現任研修)	事業者指定	1	200	1	100	1	100
相談支援従事者研修(主任研修)	委託及び 事業者指定	1	4	1	4	1	4
サービス管理責任者研修 児童発達管理責任者研修(基礎研修)	事業者指定	1	400	1	400	1	400
サービス管理責任者研修 児童発達管理責任者研修(更新研修)	事業者指定	1	440	1	440	1	440
サービス管理責任者研修 児童発達管理責任者研修(実践研修)	事業者指定	1	440	1	241	1	400
障害者虐待防止研修	県	3	440	3	440	3	440

○ 地域生活支援事業の見込み量確保に向けて次のような取組を行います。

ア 専門性の高い相談支援事業及び広域的な支援事業

障害者等に対し、専門性の高い相談支援事業及び広域的な支援事業について周知を図り、事業の活用を促進します。

関係機関等（相談支援事業従事者、障害福祉サービス事業者等、保健・医療機関、学校等）のネットワークの構築を図るほか、地域の相談支援専門員の資質向上を図るため、圏域アドバイザーを中心に研修会等を行います。

(3) 成果目標

① 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

○ 聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、県では、令和5年度末までに、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを目標とします。

② 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

○ 医療的ケア児が身近な地域で適切な支援を受けられるように、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要であり、県では、設置済みの協議の場の開催回数、目標設定

及び評価の実施回数、年2回を目標とします。

- 加えて医療的ケア児等に関するコーディネーター5人配置を目標とします。
- 市町村における協議の場の設置については、早期設置が図られるよう市町村と連携を図っていきます。

目標値	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の開催回数	年2回
目標値	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年2回
目標値	令和5年度末までに県全体で医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	5人
目標値	令和5年度末までに各圏域に医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	各圏域 1人

- 市町村単位での協議の場の設置及びコーディネーターの配置は、各市町村の目標となります。参考までに、令和2年1月時点における、協議の場の設置に係る市町村の検討状況は、74ページの表のとおりとなっています。

○活動指標

項目	数値	考え方
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	【見込数】 5人	医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、県において、令和5年度における医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数の見込みを設定する。
発達障害者支援地域協議会の開催回数	【見込数】 2回	地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数を見込みを設定する。
発達障害者支援センターによる相談支援件数	【見込数】 664件	現状の相談件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターによる相談支援が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数を見込みを設定する。
発達障害者支援センターの関係機関への助言件数	【見込数】 11件	現状の助言件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターあるいは発達障害者地域支援マネージャーの助言を必要とする数を勘案して、助言件数を見込みを設定する。
発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数	【見込数】 702件	

発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発回数	【見込数】 433 件	現状の研修及び啓発件数を勘案し、個々の発達障害の特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数の見込みを設定する。
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	【見込数】 750 人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、令和5年度の受講者数の見込みを設定する。
ペアレントメンターの人数	【見込数】 55 人	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、令和5年度のペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
ピアサポートの活動への参加人数	【見込数】 157 人	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、令和5年度の活動への参加数の見込みを設定する。

【参考】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置(令和2年11月時点)

	1 整備区域		2 設置時期					3 設置方法			4 医療的コーディネーターの人数			
	① 単独 整備	② 圏域 整備	令和3年	令和4年	令和5年	設置済	① 新規設置	② 既存組織 活用	③ その他	備考	確保 人数	確保時期		
												令和3年	令和4年	令和5年
北部圏域	名護市	○				○		○		自立支援協議会を活用し連絡会を設置	0	0	0	0
	国頭村	○			○			○		既存の自立支援協議会を活用	1	0	0	1
	大宜味村	○			○			○		自立支援協議会の子ども療育部会にて設置	0	0	0	0
	東村	○			○			○		自立支援協議会相談部会を活用	1	0	0	1
	本部町	○				○		○		本部町相談部会のワーキングチームとして「本部町子ども療育連携会」を設置	2	2	2	2
	今帰仁村	○				○		○		自立支援協議会内に子ども部会を設置	1	1	1	1
	伊江村		○		○			○		自立支援協議会を活用	0	0	0	0
	伊平屋村	○			○			○		障害者自立支援協議会を活用	0	0	0	0
	伊是名村	○		○				○		村自立支援協議会を活用	1	0	0	1
	北部合計	8	1	1	2	3	3	0	9	0	6	3	3	6
中部圏域	沖縄市	○				○	○			自立支援協議会内に新規で協議の場を設置	1	0	0	1
	宜野湾市	○		○				○		宜野湾市地域自立支援協議会を活用	1	0	0	1
	うるま市	○				○		○		障がい者自立支援協議会の療育・教育専門部会	4	4	4	4
	恩納村	○				○		○		自立支援協議会の中のこども部会	2	2	2	2
	宜野座村	○			○			○		子ども部会に保健分野の関係者を加え設置	2	2	2	2
	金武町	○				○		○		金武町自立支援協議会を活用	1	1	1	1
	読谷村	○			○			○		自立支援協議会の中に療育部会(仮称)として設置	1	0	1	1
	嘉手納町	○			○			○		障害者自立支援協議会の部会を活用	1	1	1	1
	北谷町	○				○	○			自立支援協議会、専門部会のワーキンググループとして設置	2	2	2	2
	北中城村	○			○			○		地域自立支援協議会内の部会等を活用	1	0	0	1
中城村	○		○				○		地域包括ケア推進協議会(自立支援協議会)の場で協議	1	1	1	1	
中部合計	11	0	2	3	1	5	3	8	0	17	13	14	17	
南部圏域	那覇市	○				○		○		自立支援協議会の子どもワーキングを活用	0	0	0	0
	浦添市	○		○				○		コーディネーター、近隣の医療機関・訪問看護・教育担当者等と連携しながら設置	1	1	1	1
	糸満市	○				○		○		地域自立支援協議会の専門部会「子ども・療育部会」を活用	3	9	12	15
	豊見城市	○				○		○		自立支援協議会に部会を設置	1	1	1	1
	南城市	○			○			○		体制整備にむけて関係課と協議予定	1	0	1	1
	西原町	○				○		○		地域自立支援推進協議会の部会を活用	1	0	0	1
	南風原町	○				○	○				1	0	0	1
	与那原町	○		○				○		地域自立支援協議会、子ども支援部会の中で協議	1	1	1	1
	八重瀬町	○				○		○		障がい者自立支援協議会を活用	1	0	0	1
	久米島町	○				○		○		未定	1	0	0	1
	北大東村	○				○		○			1	0	0	1
	南大東村	○				○		○		ケア会議に教育関係者も参加させ、協議する場を設置	0	0	0	0
	渡嘉敷村		○		○			○		都道府県が関与した上での圏域での設置	0	0	0	0
	座間味村	○		○				○		地域ケア会議に必要な関係機関を追加設置	0	0	0	0
	粟国村		○			○		○		自立支援協議会の中で、関係機関との協議の場を設置	0	0	0	0
	渡名喜村	○				○		○		自立支援協議会で部会を設置	0	0	0	1
南部合計	14	2	3	2	8	3	7	9	0	12	12	16	25	
宮古圏域	宮古島市	○				○		○		宮古島市自立支援協議会(子ども支援部会)	0	1	1	1
	多良間村	○			○			○		多良間村自立支援委員会	0	0	0	0
	宮古合計	2	0	0	1	0	1	0	2	0	0	1	1	
八重山圏域	石垣市	○				○		○		障がい者自立支援協議会こども部会を	1	0	0	1
	竹富町	○				○		○		既存の自立支援協議会等を活用	0	0	0	0
	与那国町		○			○		○		自立支援協議会などを活用	1	0	0	1
	八重山合計	2	1	0	0	2	1	0	3	0	2	0	0	2
合計	37	4	6	8	14	13	10	31	0	37	29	34	51	

【参考・市町村の成果目標】

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

- 国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することが基本とされています。
- 市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えないとされています。
- 児童発達支援センターの設置は、各市町村の目標となります。参考までに、令和2年1月時点における、児童発達支援センターの設置に係る市町村の検討状況は、次ページの表のとおりとなっています。

② 保育所等訪問支援の充実

- 国の基本指針では、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することが基本とされています。
- 保育所等訪問支援の充実は、各市町村の目標となります。参考までに、令和2年1月時点における、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に係る市町村の検討状況は、次ページの表のとおりとなっています。

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

- 国の基本指針では、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することが基本とされています。
- 市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えないとされています。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保は、各市町村の目標となります。参考までに、令和2年1月時点における、本件に係る市町村の検討状況は、次ページの表のとおりとなっています。

【参考】重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置等
(市町村の検討状況・平成30年3月時点)

	児童発達支援センター						保育所等訪問支援を利用できる体制				主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス					
	1 整備区域		2 設置時期				構築時期				1 整備区域		2 確保時期			
	① 単独整備	② 圏域整備	令和3年	令和4年	令和5年	設置済	令和3年	令和4年	令和5年	構築済	① 単独整備	② 圏域整備	令和3年	令和4年	令和5年	確保済
北部圏域	名護市	○				○				○	○					○
	国頭村		○		○					○		○				○
	大宜味村		○		○		○					○				○
	東村		○		○					○		○				○
	本部町		○		○					○		○	○			
	今帰仁村		○		○							○				○
	伊江村		○		○					○		○				○
	伊平屋村		○		○				○			○		○		
	伊是名村		○		○					○		○				○
	北部合計	1	8	0	1	7	1	1	1	5	1	1	8	1	1	5
中部圏域	沖縄市	○		○							○					○
	宜野湾市	○			○					○						○
	うるま市	○			○					○						○
	恩納村		○		○							○				○
	宜野座村		○		○							○				○
	金武町	○				○					○					○
	読谷村		○		○					○		○				○
	嘉手納町		○		○					○						○
	北谷町	○			○					○		○				○
	北中城村		○		○					○		○				○
	中城村		○		○							○				○
中部合計	5	6	1	1	8	1	0	1	5	0	5	6	0	0	6	5
南部圏域	那覇市	○				○				○	○					○
	浦添市	○		○			○				○		○			
	糸満市	○									○					○
	豊見城市	○			○						○					○
	南城市	○			○					○		○				○
	西原町	○			○						○					○
	南風原町	○		○						○						○
	与那原町		○		○					○		○				○
	八重瀬町	○			○					○		○				○
	久米島町	○			○		○				○					○
	北大東村		○		○					○		○				○
	南大東村	○			○				○		○					○
	渡嘉敷村		○		○					○		○				○
	座間味村		○		○					○		○				○
	粟国村		○		○					○		○				○
	渡名喜村		○		○					○		○				○
南部合計	10	6	2	0	12	1	2	1	8	2	8	7	1	0	9	6
宮古圏域	宮古島市	○			○					○	○					○
	多良間村		○		○							○		○		
	宮古合計	1	1	0	0	2	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0
八重山圏域	石垣市	○			○					○	○					○
	竹富町		○		○							○				○
	与那国町		○		○					○		○				○
	八重山合計	1	2	0	0	3	0	0	0	1	1	2	0	0	1	2
	18	23	3	2	32	3	3	3	19	5	16	24	2	2	21	16

【障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえた提供体制の整備】

① 基本指針の考え方

国の基本指針では、県及び市町村は、障害児への子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、障害児通所支援等を利用する障害児の保護者に調査を行う等により把握し、利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する、障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を行うとされています。

② 定量的な目標の設定

国の基本指針及び厚労省通知の趣旨を踏まえ、県内の障害児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備目標について、下の表のとおり設定します。

【沖縄県】障害児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備目標 単位：人

事 項	令和元年度末 実績	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	947	1,000	942	950
認定こども園	478	626	774	801
放課後児童健全育成事業	822	1,158	1,206	1,244
幼稚園	474	450	323	324

【北部圏域】障害児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備目標 単位：人

事 項	令和元年度末 実績	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	62	59	61	61
認定こども園	9	17	13	13
放課後児童健全育成事業	22	22	24	25
幼稚園	26	26	27	28

【中部圏域】障害児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備目標 単位：人

事 項	令和元年度末 実績	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	351	415	420	423
認定こども園	78	129	249	261
放課後児童健全育成事業	309	460	469	479
幼稚園	269	262	159	159

【南部圏域】障害児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備目標 単位：人

事 項	令和元年度末 実績	利用二一ズを踏まえた必要な見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	501	497	432	438
認定こども園	381	470	502	517
放課後児童健全育成事業	460	642	679	706
幼稚園	159	138	119	119

【宮古圏域】障害児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備目標 単位：人

事 項	令和元年度末 実績	利用二一ズを踏まえた必要な見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	21	15	15	14
認定こども園	7	7	7	7
放課後児童健全育成事業	15	15	15	15
幼稚園	20	23	17	17

【八重山圏域】障害児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備目標 単位：人

事 項	令和元年度末 実績	利用二一ズを踏まえた必要な見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	12	14	14	14
認定こども園	3	3	3	3
放課後児童健全育成事業	16	19	19	19
幼稚園	0	1	1	1

③ 目標の進捗管理について

- ア 毎年度、障害児の子ども・子育て支援等の提供体制に係る実績を把握し、分析・評価をします。
- イ 評価の際には、沖縄県障害者施策推進協議会に意見を聴くとともに、その結果を公表します。

(4) サービスの提供体制の確保

① 障害児通所支援

サービスの種類

サービス種別	サービスの内容
児童発達支援	児童発達支援とは、身近な療育の場として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を提供するサービスです。 児童発達支援センターは、通所支援のほかに地域の障害児支援の拠点として、地域の障害児や家族の支援、地域の障害児を預かる施設に対する支援を実施するなどの地域支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援に医療の提供が加わると「医療型児童発達支援」となり、肢体不自由児を対象としています。
放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対して、障害児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導等の支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活へ適応できるよう専門的な支援を行うサービスです。

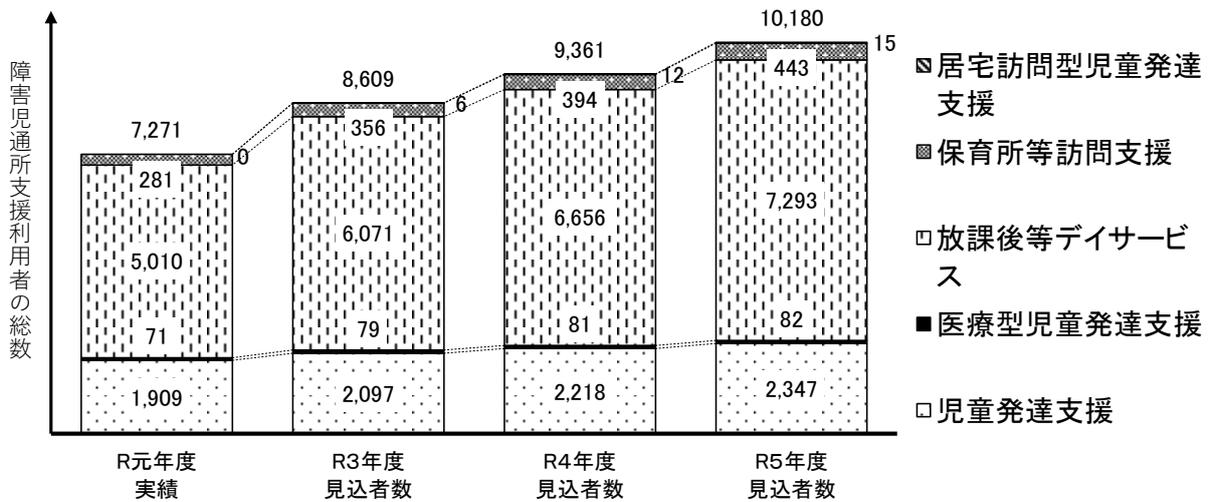
各年度の見込量

サービス種別	令和3年度見込み		令和4年度見込み		令和5年度見込み	
	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
児童発達支援	2,097	22,844	2,218	24,131	2,347	25,506
医療型児童発達支援	79	1,060	81	1,084	82	1,098
放課後等デイサービス	6,071	80,818	6,656	87,948	7,293	95,634
保育所等訪問支援	356	784	394	871	443	977
居宅訪問型児童発達支援	6	65	12	131	15	164

※ 利用量の単位：人日/月

※ 居宅訪問型児童発達支援の利用量は、児童発達支援を参考に平成 29 年度から令和元年度の月当たり平均利用日数(10.9日)を利用見込者数に乗じて算出している。

障害児通所支援利用者数の推移



※居宅訪問型児童発達支援は、H30 より開始。

【見込みの考え方】

- 市町村ごとに令和2年度までの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、令和5年度までの利用量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。
- 居宅訪問型児童発達支援については、地域の医療的ケア児の人数や、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者で重度の区分の人数等を参考に、令和5年度までの利用量を見込んでいます。

② 障害児入所支援

各年度の見込量

サービス種別	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
	利用者数	利用者数	利用者数
福祉型障害児入所支援	49	49	49
医療型障害児入所支援	57	57	57

※ 単位：人/月（一月当たりの利用人数）

- 福祉型障害児入所施設は、重度・重複障害や被虐待児への対応を図るほか、自立（地域生活移行）のための支援の充実を図り、地域に開かれた施設としての役割を担うことが求められています。
- 医療型障害児入所施設は、専門医療と福祉が効果的に相まって提供されてお

り、医療型児童発達支援センターの役割も担っている施設もあります。今後は、更なる専門性の強化や障害者施策に繋ぐことを考慮した自立支援の取組を進めていくことが求められています。

【指定障害児入所施設の各年度の必要入所定員総数】

- 指定障害児入所施設の入所定員数について、令和2年4月1日における本県の障害児入所施設の入所定員は474人で、18歳未満の障害児の利用者数は106人（充足率21.0%）です。この数値と令和3年度以降の障害児入所支援の見込量をもとに、各年度の障害児入所施設の必要入所定員総数を設定すると、令和5年度の定員は474人になります。

各年度の必要入所定員総数

必要入所定員総数		単位:人	
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
474	474	474	474

③ 障害児相談支援

サービスの種類

サービス種別	サービスの内容
障害児相談支援	障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助の二つにより構成されるサービスで、障害児支援利用援助では障害児の利用するサービスの種類や内容等を記載した障害児支援利用計画を作成し、継続障害児支援利用援助では障害児支援利用計画の見直しを行って関係者との連絡調整等を行います。

各年度の見込量

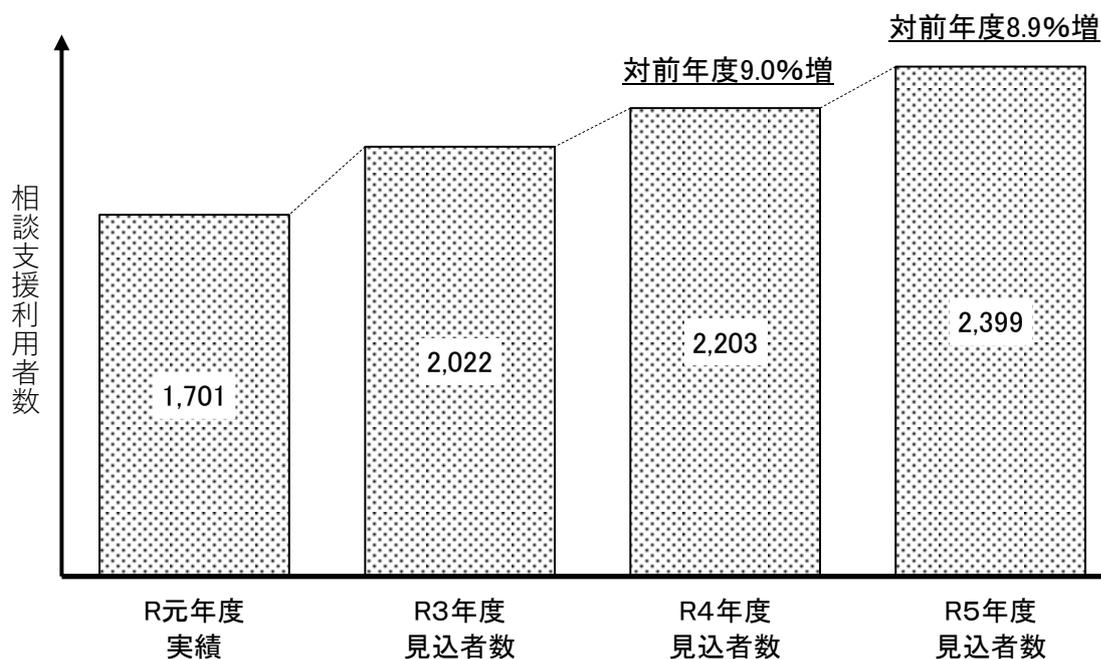
サービス種別	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
	利用者数	利用者数	利用者数
障害児相談支援	2,022	2,203	2,399

※ 単位:人/月(一月当たりの利用人数)

【見込みの考え方】

- 市町村ごとに障害児の障害福祉サービス利用者数を基本として、すべての利用者が障害児相談支援の対象者となるよう、各年度の利用者数及び量を見込み、加えて継続サービス支援（モニタリング）の期間設定も勘案し、その数値を見込んでいます。

障害児相談支援利用者数の推移



④ 日中活動系サービス（短期入所）【再掲】

サービスの種類

サービス種別	サービスの内容
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所させて、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

各年度の見込量

サービス種別	令和3年度見込み		令和4年度見込み		令和5年度見込み	
	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
短期入所(福祉型)	749	4,829	777	4,989	803	5,140
短期入所(医療型)	77	340	78	342	78	342

※ 利用量の単位: 人日/月

※ 人日とは、「月間の利用人数」×「1人一月当たりの平均利用日数」

【見込みの考え方】

- 市町村ごとに令和元年度までのサービスの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、令和5年度までのサービス量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。

(5) 地域生活支援事業の実施

① 市町村事業

ア 事業の内容と各年度の種類の見込量

県全体(令和3年度～令和5年度)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 理解促進研修・啓発事業 ※実施自治体数	18	19	20
(2) 自発的活動支援事業 ※実施自治体数	14	14	15
(3) 相談支援事業			
① 障害者相談支援事業 ※実施見込み箇所数	86	87	89
基幹相談支援センター ※実施自治体数	12	13	16
② 基幹相談支援センター等機能強化事業 ※実施自治体数	29	29	29
③ 住宅入居等支援事業 ※実施自治体数	12	12	12
(7) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数			
① 介護・訓練支援用具	149	152	157
② 自立生活支援用具	361	357	370
③ 在宅療養等支援用具	296	299	302
④ 情報・意思疎通支援用具	389	391	392
⑤ 排泄管理支援用具	26,415	27,162	28,009
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	41	44	45
(9) 移動支援事業 ※実利用見込み者数	4,639	4,689	4,721

② 県事業

ア 事業の内容と各年度の種類の見込量

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
(1) 専門性の高い相談支援事業						
① 発達障害者支援センター運営事業	1	470	1	470	1	470
④ 障害児等療育支援事業	10	-	10	-	10	-
(5) 広域的な支援事業						
③ 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業 ※協議会の開催数	1	-	2	-	2	-

イ 事業の種類ごとの実施に関する方法

(ア) 専門性の高い相談支援事業及び広域的な支援事業

- 発達障害者支援センター運営事業

社会福祉法人等に事業を委託し、発達障害児(者)やその家族等に対する相談支援、発達支援及び就労支援を行うとともに、発達障害に関する普及啓発及び支援者の計画的な人材育成を図っていきます。また、当事者や家族も含めた関係機関との連携を図り、身近な地域での支援体制を整備していきます。

- 障害児等療育支援事業
支援を必要とする障害児等に対し、社会福祉法人等（令和2年4月現在・10か所）に委託し、全ての障害福祉圏域で事業を実施しています。今後も、同事業が地域の療育システムの中核になるよう進めていきます。
- 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業
発達障害児（者）の支援体制の整備を図るため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係者及び当事者団体等で構成される沖縄県発達障害者支援体制整備委員会を開催し、関係機関との相互の連携により、地域の実状に応じた体制整備に努めます。



IV

共生社会の構築等その他必要な事項

IV 共生社会の構築等その他必要な事項



1 障害を理由とする差別の解消の推進

平成 26 年 4 月に「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」を施行し、平成 28 年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行され、障害を理由とする差別の禁止、合理的配慮の提供等が定められました。県では、日常生活や社会生活における障害者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除く取組を推進し、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく社会の対等な構成員として安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指していきます。

そのため、障害や障害のある人に対する誤解や偏見を取り除く心のバリアフリーを推進し、広報媒体等を活用した情報の発信、出前講座や講演会の実施等を通じて、障害や障害のある人に対する理解促進を図ります。

また、市町村の差別事例相談員及び県の広域相談専門員が障害を理由とする差別等の相談に的確に応じることができるよう相談員研修会を実施し、相互の連携強化、資質向上を図ります。

加えて、「沖縄県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、県職員に対する研修を実施し、障害のある人に対する適切な対応ができるよう環境整備を推進するとともに、障害者差別解消法に基づき設置する「障害者差別解消支援地域協議会」の活動をとおして、関係機関との連携強化を図り、共生社会の実現に向けた取組を推進します。



2 障害者等に対する虐待の防止

平成 24 年 10 月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）を踏まえ、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の権利擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じなければなりません。

県では、指定障害福祉サービス事業所等の管理者及び従業者等を対象とした障害者虐待防止・権利擁護研修を実施し、虐待の早期発見、速やかな通報など虐待防止に関する意識の向上に努めると共に、指定障害福祉サービス事業所等に対して虐待防止委員会の設置を図っていきます。

また、関係機関（おきなわふくしオンブズマンなど）との連携に努めるとともに、

障害者虐待防止法に基づき、沖縄県障害者権利擁護センターを設置・運営し、市町村に対して情報の提供、助言その他必要な援助を行うなど市町村と連携し、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組みます。

3 成年後見制度の利用促進



県内市町村では、成年後見制度利用促進計画の策定や中核機関の設置が進んでいないことから、県関係部局と連携し、関係機関による広域連携会議や関係職員向けの研修、市町村職員向け相談窓口の設置等をとおし、市町村の体制づくりを促進します。

また、併せて、「成年後見制度利用支援事業」や「成年後見制度法人後見支援事業」の活用を促し、成年後見制度の利用促進、市民後見の活用も含めた法人後見の実施に向けた取組を支援します。

4 意思決定支援の促進



意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会を通じて、「意思決定支援ガイドライン」等や「現場職員のための意思決定支援対応例」を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及を図ります。

5 障害者等のスポーツやレクリエーション及び文化芸術活動等の支援による社会参加等の促進



障害者が地域社会の中で、社会の一員としていきいきと暮らせるように、障害者等のニーズを踏まえながら、社会参加の促進に向けた支援体制の強化やスポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等に積極的に参加できる環境づくりに取り組みます。

6 施設における集団感染等の防止



新型コロナウイルス感染症が発生した障害者支援施設等においても、サービス提供が継続されるための支援に取り組みます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止や感染拡大の対策について、平時から障害者支援施設等や県関係部局、市町村等との情報共有を図り、感染症発生時には、感染管理指導のための専門家派遣や衛生資材の提供等に取り組むための体制を整備します。

その他、感染症の発生及びまん延の予防等に関する障害福祉施設等の取り組みについて、委員会の開催や指針の整備、研修実施等の支援を行います。

7 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備



包括的な支援体制（福祉、介護、保健医療に限らない、地域社会からの孤立も含めた「地域生活課題」の解決に資する支援が包括的に提供される体制）の整備に向け、市町村に対して、地域福祉計画策定（改定）や、相談支援・参加支援・地域づくりを一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施に向けた支援を行います。

8 その他必要な見込み量の確保のための方策



県は、国や市町村及び関係機関と連携し、障害福祉サービス等の必要量が確保できるよう、総合的かつ効果的に取り組めます。

○ 指定障害福祉サービス事業者等に対する助言・指導

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応しつつ、障害者のニーズ等に的確に対応したサービス提供がなされるよう、指定障害福祉サービス事業者等に対し助言・指導を行います。

○ 離島町村等に対する支援

県は、サービス提供体制の確保が困難な町村に対して、圏域自立支援連絡会議を通し、地域独自の資源開発・改善など町村の取組を支援します。

○ サービスの質の向上

障害福祉サービス等の提供に当たって基本となるのは人材であり、県や市町村、国、事業者は、人材の養成及びサービスに対する第三者の評価を関係者で連携して総合的かつ効果的に推進します。

○ 先進事例等各種情報の提供

障害者の地域生活移行や就労移行等の推進に資する県内外の事例等について、広く関係者に情報を提供し、関係者の積極的な取組を促進します。

○ 地域社会の理解の促進

グループホームの設置など、サービスの基盤整備に当たっては、障害及び障害者等に対する地域社会の理解が不可欠であることから、広報・啓発を積極的に進め、地域社会の理解を促進します。

